

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

| 政策名 | アジア大洋州地域外交 | | | | 番号 | ① | | | |
|----------------------------------|------------|------------|-------------------------------|-------------------------|---------------|--------------|------|--------------|------|
| 評価方式 | 総合・実績・事業 | 政策目標の達成度合い | 今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載出来ない。 | | | (千円) | | | |
| | 予算科目 | | | | 他に記載のある個別票の番号 | 予算額 | | | |
| | 会計 | 組織／勘定 | 項 | 事項 | | 3年度 当初予算額 | | 4年度 概算要求額 | |
| 政策評価の対象となっているもの | 一般 | 外務本省 | 地域別外交費 | 経済協力に係るアジア大洋州地域外交に必要な経費 | | 719,308 | | 744,938 | |
| | 一般 | 外務本省 | 地域別外交費 | アジア大洋州地域外交に必要な経費 | | 3,126,701 | | 3,277,968 | |
| | 一般 | 在外公館 | 地域別外交費 | アジア大洋州地域外交に必要な経費 | | 56,631 | | 48,049 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 小 計 | | | | 一般会計 | 3,902,640 | | 4,070,955 | |
| | | | | | | < | >の内数 | < | >の内数 |
| | | | | | 特別会計 | | | | |
| | | | | | | < | >の内数 | < | >の内数 |
| 政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 小 計 | | | | 一般会計 | | | | |
| | | | | | | < | >の内数 | < | >の内数 |
| | | | | | 特別会計 | | | | |
| | | | | | | < | >の内数 | < | >の内数 |
| 合 計 | | | | | 一般会計 | 3,902,640 | | 4,070,955 | |
| | | | | | | < | >の内数 | < | >の内数 |
| | | | | | 特別会計 | | | | |
| | | | | | | < | >の内数 | < | >の内数 |

施策 I - 1 アジア大洋州地域外交（モニタリング）

令和3年度事前分析表（モニタリング）

（外務省3-I-1）

| | | | | | |
|-------------------------------|---|---------------|----------------|-------------------|---------------|
| <p>施策名（※）</p> | <p>アジア大洋州地域外交</p> | | | | |
| <p>施策目標</p> | <p>アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため、以下を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化する。 2 北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。 3 大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善を図る。 4 ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ「日中新時代」を切り開いていく。また、日モンゴル互惠関係を一層深化させる。 5 我が国とメコン川流域5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー）との間において、お互いの政府要人往来を始めとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに、各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。 7 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。また、インドと緊密に連携し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を具体化していく。 8 豪州及びニュージーランド(NZ)との二国間関係及び日豪においては日豪を含む多国間協力を更に強化するとともに、太平洋島嶼国との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。 | | | | |
| <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>豊かで安定し、開かれたアジア大洋州地域の実現は、日本の平和、安定及び繁栄にとって不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第204回国会施政方針演説（令和3年1月18日） 六 外交・安全保障（日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」）（近隣外交） ・第204回国会外交演説（令和3年1月18日） | | | | |
| <p>施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）</p> | <p>区分</p> | <p>平成30年度</p> | <p>令和元年度</p> | <p>令和2年度</p> | <p>令和3年度</p> |
| <p>予算の状況（百万円）</p> | <p>当初予算(a)</p> | <p>2,777</p> | <p>2,771</p> | <p>2,723</p> | <p>3,183</p> |
| <p>補正予算(b)</p> | <p>833</p> | <p>1,519</p> | <p>6</p> | <p></p> | |
| <p>繰越し等(c)</p> | <p>△210</p> | <p>△943</p> | <p>712</p> | <p></p> | |
| <p>合計(a+b+c)</p> | <p>3,399</p> | <p>3,347</p> | <p>3,441</p> | <p></p> | |
| <p>執行額(百万円)</p> | <p>3,130</p> | <p>3,160</p> | <p>2,968</p> | <p></p> | |
| <p>同（分担金・拠出金）</p> | <p>区分</p> | <p>平成30年度</p> | <p>令和元年度</p> | <p>令和2年度</p> | <p>令和3年度</p> |
| <p>予算の状況（百万円）</p> | <p>当初予算(a)</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>705</p> | <p>719</p> |
| <p>補正予算(b)</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>5,545</p> | <p></p> | |
| <p>繰越し等(c)</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>0</p> | <p></p> | |
| <p>合計(a+b+c)</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>6,251</p> | <p></p> | |
| <p>執行額(百万円)</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>6,244</p> | <p></p> | |
| <p>政策体系上の位置付け</p> | <p>地域別外交</p> | <p>担当部局名</p> | <p>アジア大洋州局</p> | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>令和4年8月</p> |

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 東アジアにおける地域協力の強化

施策の概要

日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し自由で開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日 ASEAN、ASEAN+3、ASEAN 地域フォーラム (ARF)、東アジア首脳会議 (EAS)、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 204 回国会施政方針演説 (令和 3 年 1 月 18 日)
六 外交・安全保障 (日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」) (近隣外交)
- ・ 第 204 回国会外交演説 (令和 3 年 1 月 18 日)
日米同盟
「自由で開かれたインド太平洋」の実現
近隣諸国との外交
北朝鮮をめぐる諸懸案への対応

測定指標 1-1 日 ASEAN 協力の進展 *

中期目標 (一年度)

ASEAN 共同体強化のため、その中心性・一体性を支持しつつ、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」と多くの本質的な原則を共有する「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」の実現を全面的に支援する。AOIP に記載された 4 つの分野、すなわち海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等の分野における協力を具体化し、日 ASEAN 戦略的パートナーシップを一層強化していく。

令和 2 年度目標

令和元年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
- 2 日 ASEAN 統合基金 (JAIF) 等も活用し、連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
- 3 日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。
- 4 「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」に関する日 ASEAN 協力を具体化し、ASEAN との連携を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 10 月 18 日から 21 日にかけて、菅総理大臣は就任後初の外国訪問先として、令和 2 年の ASEAN 議長国であるベトナム及び ASEAN の主要国であるインドネシアを訪問した。今回の訪問で、友人であり、戦略的パートナーでもある ASEAN との信頼関係をより一層深化させるとともに、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」を実現するための要である ASEAN 各国と緊密に連携しながら FOIP を着実に実現していくとの日本の決意を表明した。

菅総理大臣は、日越首脳会談及び日インドネシア首脳会談のそれぞれにおいて、AOIP と FOIP の連携、11 月の ASEAN 関連首脳会議に向けた協力について協議した。加えて、ベトナム訪問中、菅総理大臣は、チョン共産党書記長兼国家主席、ガン国会議長及びチン越日友好議員連盟会長とも会談を実施するとともに、日越大学において学生との意見交換も行った。同大学では、「共につくるインド太平洋の未来」をテーマに、総理大臣就任後初めて国外で外交政策スピーチを実施した。スピーチでは、これまでの連結性や人造りに関する協力を通じた日本と ASEAN の強固なパートナーシップを確認するとともに、AOIP と FOIP が基本的な原則を共有していることや AOIP を全面的に支持すること、そして法の支配の重要性を強調した。また、9 月 9 日にオンライン形式にて日 ASEAN 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、成果文書として議長声明が発出された。議長国ベトナムのミン副首相兼外相から、政治安全保障、経済協力、社会文化の各分野における日 ASEAN 協力の成果をレビューした上で、今後の進展への期待が表明された。茂木外務大臣から、ASEAN 感染症対策センター設立に 5 千万ドルを拠出したことを説明の上、早期に同センターを立ち上げるべく検討を加

速したい旨を述べた。また、茂木外務大臣から、新型コロナ ASEAN 対応基金への1百万米ドルの支援も併せて発表した。11月12日にオンライン形式にて、日 ASEAN 首脳会議及び ASEAN 感染症対策センター設立行事が開催され、菅総理大臣が出席した。成果文書として、議長声明に加えて、「AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳会議共同声明」が採択され、FOIP と AOIP が本質的な原則を共有していることを確認した。

- 2 連結性については、11月の日 ASEAN 首脳会議にて、菅総理大臣から、2兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊による連結性を強化し、今後3年間で1,000人の人材を育成していくことを表明した。また、9月の日 ASEAN 外相会議にて、茂木外務大臣から、経済の強靱化、デジタル、災害対応、連結性強化に向けたインフラ整備、サプライチェーンの強化等に重点的に取り組んでいきたい旨述べた。ASEAN 各国からは、ASEAN 感染症対策センター設立や新型コロナに関する ASEAN 対応基金への拠出を始めとする、日本による対 ASEAN 支援に謝意が表明され、日 ASEAN 統合基金 (JAIF) を通じた今後の協力への期待が表明された。さらに、11月の日 ASEAN 首脳会議にて、菅総理大臣から、「日 ASEAN 経済強靱化アクションプラン」を通じ、サプライチェーンの強靱化や、デジタル技術を活用して社会変革に取り組むビジネスを後押ししていく旨表明した。加えて、経済再生支援について、ASEAN 各国に総額約25億ドルの財政支援円借款を供与している旨説明した。
- 3 新型コロナの影響を受け、人的交流の拡大は断念を余儀なくされたが、再開に向けて調整を進めた。また、国際的な人の往来ができない状況下において、オンラインを活用し、人的交流を継続した。12月「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」のウェビナー、交流を実施し、560名が参加した。
- 4 11月の日 ASEAN 首脳会議にて、FOIP と AOIP 双方のシナジー効果を生むようなプロジェクトを49個特定した。そして、AOIP に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済という4つの重点分野に沿って協力を具体化していくことを確認した。AOIP 協力の代表的な取組として、ASEAN 感染症対策センターの設立支援が挙げられる。令和2年3月に ASEAN 事務局からの要請を受け、4月14日の新型コロナに関する ASEAN+3 特別首脳テレビ会議にて安倍総理大臣が ASEAN 感染症対策センターの設立に対する全面的な支援を発表した。6月以降、ASEAN を始め、米国、オーストラリア、世界保健機関 (WHO) など様々な地域・機関の専門家と協力して実施してきた準備調査 (FS) を経て、11月12日の ASEAN 首脳会議で公式に設立が発表され、同日の日 ASEAN 首脳会議において設立行事が行われた。

令和3年度目標

令和2年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
- 2 日 ASEAN 統合基金 (JAIF) 等も活用し、連結性強化と格差是正等 ASEAN の中心性と一体性に対する支援を推進する。
- 3 新型コロナの状況を引き続き注視しつつ、講師派遣やセミナーの実施を含む日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。
- 4 「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済という4つの重点分野における日 ASEAN 協力を具体化し、ASEAN 独自の取組を促すことで、結果として「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現を確保する。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

様々な地域協力の中心、かつ原動力である ASEAN が、より安定し繁栄することは、地域全体の安定と繁栄にとって極めて重要。かかる認識の下、日 ASEAN 関係の協力の進展を図ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。

また、ASEAN は、インド太平洋地域の中心という地政学的要衝に位置しており、日本にとって重要なシーレーンに面している。同地域の安定と繁栄は、FOIP 実現の要であり、東アジア地域のみならず、国際社会の安定と繁栄にも大きく関わることから、ASEAN が法の支配などの価値に沿った統合を進めることは日本を含む国際社会全体にとって重要である。

測定指標 1-2 ASEAN+3 (日中韓) (APT)協力の進展

中期目標 (一年度)

「ASEAN+3 協力作業計画 2018-2022」に基づき、食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野の協力を推進する。

令和 2 年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN+3 協力作業計画 2018-2022」に基づく、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム (EAF) 及びトラック 2 の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT) を活用し、ASEAN+3 の実務協力を更に推進するための提言が、11 月の ASEAN+3 首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 4 月 14 日に、新型コロナに関する ASEAN+3 (日中韓) 特別首脳テレビ会議が開催され、共同声明が発出された。安倍総理大臣から、①感染症対策能力の強化、②感染症対策センターの設立、③経済の強靱化支援という 3 つの対 ASEAN 支援策を打ち出した。

9 月 9 日に、オンライン形式にて、第 21 回 ASEAN+3 (日中韓) 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、議長声明が採択された。茂木外務大臣から、国際機関や二国間での支援を通じた医療物資・機材等の供与に加え、地域における経済再生のための緊急支援円借款や「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」を通じ、ASEAN 諸国を支援していく旨表明した。また、ASEAN+3 協力作業計画 2018-2022 に沿って、海洋プラスチックごみ対策を始め、災害時における食料支援、青少年交流、健康促進といった分野における協力を各国とともに引き続き取り組んでいく旨表明した。これに対し、ASEAN 各国外相から、「新型コロナに関する ASEAN 対応基金」への拠出を始めとする日中韓による新型コロナ対策支援について謝意表明があるとともに、新型コロナ禍において APT 各国が緊密に連携することが重要との発言があった。

11 月 14 日に、オンライン形式にて第 23 回 ASEAN+3 (日中韓) 首脳会議が開催され、菅総理大臣が出席した。4 月の ASEAN+3 特別首脳テレビ会議で発表した支援策のフォローアップとして、菅総理大臣から、医療支援について、2 億ドル以上の医療物資・機材の支援、医療研究機関等に対する技術協力などを通じた支援を更に進める意思を表明した。また、日中韓が連携し、「新型コロナウイルスに関する ASEAN 対応基金」に ASEAN+3 協力基金から 30 万ドルの拠出を決定した旨を説明した。経済再生支援については、「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」の下、質の高いインフラ等民間セクターへの投資を拡大し、ASEAN の経済強靱化に協力していく旨表明した。さらに、地域にとって避けられない高齢化問題に対しては、「アジア健康構想」の下、アジアにおける医薬品やヘルスケア産業の振興に取り組んでいく旨表明した。これに対し、多くの国から ASEAN 感染症対策センターへの協力を含む、日本からの具体的な支援や ASEAN+3 協力について謝意が表明された。また、多くの国からコロナ禍における金融協力、経済強靱化、貿易・投資の活性化に向けた ASEAN+3 の枠組みの重要性が更に高まっている旨の発言があり、新たな課題に対する経済・金融強靱性のための ASEAN+3 協力強化に関する ASEAN+3 首脳声明が採択された。さらに、北朝鮮問題や拉致問題など地域・国際情勢についても意見交換をし、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも我が国の立場が多く盛り込まれた。

- 2 12 月 10 日にオンライン形式にて開催された、「新たな課題に対する経済・金融強靱性のための ASEAN+3 協力強化」に関する第 18 回東アジア・フォーラム (EAF) については、曾根アジア大洋州局審議官が開会式典に出席し、日本の AOIP 協力を始め、新型コロナ対策や連結性の強化等、経済・金融強靱性のための協力について述べた。東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT) についても、11 月 18 日、第 32 回国別代表者会議 (CCM) がインドネシア主催にてオンラインで開催された。同 CCM では、過去 1 年間の NEAT の政策研究活動を代表する「東アジアにおける新型コロナに対する包摂的、強靱的、持続可能的連結性強化」(日本主催) の作業部会 (WG) の研究結果が報告されたあと、最終的に「NEAT 政策提言メモランダム」として取りまとめられた。なお、ASEAN+3 首脳会議の議長声明において、APT 協力に向けた NEAT の重要な貢献を認識し、東アジアにおける社会文化的連結性や、スマートかつ持続可能な都市建設を提唱した令和元年の NEAT 会合の成果を歓迎する旨の文言が同議長声明に盛り込まれた。

令和 3 年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN+3 協力作業計画 2018-2022」に基づく、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム (EAF) 及びトラック 2 の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT) を活用し、ASEAN+3 の実務協力を更に推進するための提言が、11 月の ASEAN+3 首脳会議に提出されるよう連携を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ASEAN+3 は世界の GDP の約 4 分の 1 を占める重要な地域枠組みであり、本枠組みの協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。

「ASEAN+3 協力作業計画 2018-2022」は今後の ASEAN+3 協力の方向性に大きな影響を与えるものであり、これらの着実な実施は協力の深化という観点から引き続き極めて重要である。

測定指標 1-3 ASEAN 地域フォーラム (ARF) 協力の進展

中期目標（一年度）

アジア太平洋地域における唯一の常設多国間安全保障協力制度として、非伝統的安全保障分野を中心に、域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向けて適切な役割を果たすとともに、ARF 閣僚会合等の機会を活用し、地域の安全保障協力の深化や域内の秩序維持に貢献する。

令和 2 年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

施策の進捗状況・実績

7 月 2 日に ARF 課長級会合、同月 21 日に ARF 局長級会合がそれぞれオンライン形式にて開催された。①海上安全保障、②災害救援、③テロ対策・国境を越える犯罪対策、④不拡散・軍縮、⑤サイバーセキュリティの 5 分野についての分野別会合の成果について報告を行うとともに、ARF 閣僚会合に向けて、個別声明及び地域情勢についての議論を行い、我が国の立場を効果的に発信した。

9 月 12 日にオンライン形式にて、ARF 閣僚会合が開催され、茂木外務大臣が出席した。本会合では、議長声明が発出されたほか、①感染症発生の予防・対応の協力強化に関する声明、②テロリスト及び暴力的過激派グループに雇用された又は関連する児童の扱いに関する声明、③国際安全保障における ICT の安全及び使用の協力に関する声明の 3 つの個別声明が採択された。さらに、平成 21 年に採択された ARF ビジョン・ステートメントを実施するために平成 22 年に採択されたハノイ行動計画を更新し、ASEAN を中心的な地域協力枠組みとする ARF プロセスを強化するために、ハノイ行動計画 II が採択された。また、新型コロナへの対応における国際連携のあり方に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港情勢や軍備管理・軍縮等の地域・国際情勢について議論した。

茂木外務大臣からは、新型コロナの世界的拡大の局面転換には、ワクチン・治療薬の開発・普及が不可欠であり、人口が少ない国や途上国に対しても、公平にワクチンへのアクセスが確保されることが極めて重要であること、また、このためには、感染症流行対策イノベーション連合 (CEPI)、ワクチンと予防接種のための世界的同盟 (Gavi) 等を通じた COVAX ファシリティ（注：新型コロナウイルス感染症のワクチンへの公平なアクセスの確保のための国際的枠組み）といった、国際的な枠組みが必要であり、日本も協力していく旨述べた。また、北朝鮮情勢について、米朝プロセスが、朝鮮半島の完全な非核化に向けた具体的な動きにつながることへの強い期待を表明し、南シナ海問題については、現場の状況に対して深刻な懸念を ARF 参加国と共有する旨を述べ、香港情勢に関しては重大な懸念を表明した上で、香港が「一国二制度」のもとに自由で開かれた体制を維持し、香港市民や各国の国民・企業の自由と権利が尊重され、香港が民主的、安定的に発展していくことが重要である等、日本の立場を改めて表明した。

これに対し、各国からは、新型コロナ対策やワクチンの開発・普及に関して、国際連携が重要である旨の発言があった。また、北朝鮮情勢について、朝鮮半島の非核化及び安保理決議の完全な履行の重要性等を強調する旨の発言があり、南シナ海問題については、南シナ海における最近の事案への懸念が表明されるとともに、航行の自由や非軍事化の重要性、南シナ海行動規範 (COC) が国連海洋法条

約に合致する必要性等について言及があった。香港情勢に対しても、各国から懸念が表明された。

令和3年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、外相会議及び各種会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境の向上に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

東アジア地域の安定と繁栄を確保するためには、ARF 閣僚会合等への参加を通じて、安全保障協力の深化や域内の秩序維持に貢献していくことが不可欠である。

測定指標 1－4 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展 *

中期目標（一年度）

地域の安定と繁栄のため、EAS を強化するとともに、域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を目指す。

令和2年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。
- 2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

- 1 オンライン形式にて開催された EAS 参加国外相会議（9月）及び東アジア首脳会議（11月）に、それぞれ茂木外務大臣及び菅総理大臣が出席し、新型コロナへの対応に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港情勢等地域・国際情勢について協議し、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも、AOIP の重要性について盛り込まれるなど、我が国の立場が多く反映された。

9月9日に開催された第10回 EAS 参加国外相会議では、茂木外務大臣から AOIP が示すインド太平洋のあり方と、日本の FOIP とは、開放性、透明性、法の支配等多くの基本的価値を共有しており、AOIP を全面的に支持していく意図を改めて表明した。また、新型コロナへの対応について、国際保健の枠組みの中心である WHO に関し、一連の対応に関する、公平で独立した包括的な検証を行うことが不可欠であること、国際保健課題への対応には地理的空白を生じさせないことの重要性を強調した。北朝鮮情勢については、安保理決議に従い、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄を実現するため、国際社会が米朝プロセスを後押しすることが重要である旨述べ、安保理決議の完全な履行を確保するため、「瀬取り」対策を含め、取組の維持・強化が不可欠である旨強調した。さらに、拉致問題の早期解決に向けて、各国の引き続きの協力を要請した。南シナ海問題については、継続している一方的な現状変更の試みに対して EAS 参加国と深刻な懸念を共有する旨述べ、航行及び上空飛行の自由、国連海洋法条約に反映された国際法の遵守、南シナ海に関する行動規範が第三国の権利を害するものであってはならず、国連海洋法条約に合致する必要性を訴えるなど地域情勢について日本の立場を述べた。

11月14日に開催された第15回 EAS では、インド太平洋の在り方及び政治・安全保障について議論が行われた。菅総理大臣は、ASEAN が発出した AOIP には、法の支配、開放性、自由、透明性、包摂性が ASEAN の行動原理として力強くうたわれており、日本が推進する FOIP と多くの本質的な共通点を有しており、AOIP を全面的に支持する旨表明するとともに、各国にも支持を呼び掛けた。また、11月12日の第23回日 ASEAN 首脳会議において設立を発表した ASEAN 感染症対策センターを力強く後押ししていくこと、ASEAN 各国への医療物資・機材の供与や技術協力なども進めていくことを発表した。これらに対して、多くの参加国から、AOIP の重要性について指摘があり、また、新型コロ

ナへの対応をめぐり日本を含む EAS 参加国による貢献を歓迎する発言があった。さらに本年は、議長声明に加え、①EAS15 周年に関するハノイ宣言、②海洋持続性に関する EAS 首脳声明、③感染症の予防と対応における集団的能力強化に関する EAS 首脳声明、④地域経済の安定的成長を促進する協力に関する EAS 首脳声明、⑤女性・平和・安全保障に関する EAS 首脳声明、の 5 つの個別声明が採択され、本会議地域のプレミア・フォーラムとしての EAS の価値が高まった。

2 EAS 大使級会合は、4 月 22 日、7 月 2 日及び 9 月 23 日に開かれるなど、定期的で開催された。

また、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EAS の機能の強化に向けた提案等を行った。9 月の EAS 参加国外相会議及び 11 月の EAS に先立ち、それぞれ 8 月 26 日及び 10 月 30 日に同志国会合がオンライン形式にて開催され、日本からも出席して我が国の立場を事前にインプットするとともに、EAS の場で力強いメッセージを発信すべく、同志国間の連携を強化することができた。

令和 3 年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。
- 2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地域及び国際社会の重要な問題について首脳間で率直な対話を行うとともに、地域共通の課題に対し、首脳主導で具体的協力を進展させる目的で発足した EAS 協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。

地域の平和と繁栄に貢献していくためには政治・安全保障分野での EAS 強化が必要不可欠である。

測定指標 1－5 日中韓三か国協力の進展 *

中期目標（--年度）

閣僚級を含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献する。

令和 2 年度目標

- 1 令和元年 12 月に開催された第 8 回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の 10 年に向けた 3 か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3 か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。
- 2 様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 3 日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

施策の進捗状況・実績

1 新型コロナウイルス感染症に関する日中韓外相テレビ会議が令和 2 年 3 月 20 日に実施され、茂木外務大臣から、新型コロナウイルス感染症への対応には、この地域の平和と安定に責任を有する 3 か国の協力が重要である旨述べ、中韓両国からも 3 か国協力の重要性について同意が得られた。

日中韓サミットについては、諸般の事情により令和 2 年度に開催することができなかった。

2 日中韓 3 か国の閣僚級会合としては、特別保健大臣会合（5 月 15 日）、物流大臣会合特別セッション（6 月 29 日）、財務大臣・中央銀行総裁会議（9 月 18 日）、保健大臣会合（12 月 11 日）、スポーツ大臣会合（12 月 24 日）がそれぞれオンライン形式にて開催される等、各分野の日中韓協力が進められた。

経済分野では、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定について、複数回の交渉会合を経て、11 月の第 4 回 RCEP 首脳会議において署名された。

3 新型コロナの影響で、日中韓協力事務局等を通じた文化・人的交流の協力事業は実施できず、オンライン中心となった（例：BESETO キャンパス・アジア同窓生特別ウェブセミナー（5 月）、青少

年交流等をテーマとした日中韓協力事務局主催オンラインシンポジウム（令和3年3月）等。

令和3年度目標

- 1 令和元年12月に開催された第8回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の10年に向けた3か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。
- 2 様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 3 日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地理的な近接性と文化的な深いつながりを有し、東アジア地域の繁栄をけん引する原動力たる3か国間の交流や相互理解を促進することは、北東アジアの安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。

未来志向の様々な日中韓協力の枠組みを様々なレベルの政策対話や協力イニシアティブを通じて推進することが重要である。

測定指標1-6 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

中期目標（一年度）

地域協力枠組みにおける協力を強化し、アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する。

令和2年度目標

- 1 アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。
- 2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを継続する。同事業により、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

- 1 第2回 ACD 首脳会合（平成28年10月）で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、令和3年1月20日の閣僚級会合（オンライン形式）等に参加し、関係国と ACD における各種協力に関する議論を交わし、議長声明としてアンカラ宣言を採択した。また、初のオンライン開催となったアジア・太平洋国会議員連合（APPU）第50回総会に際し日本側議員団の kantongリーポート作成支援等、議員外交の支援を積極的に行い、各国・地域議員などの参加者との活発な意見交換に貢献した。

なお、本年予定されていたアジア ACD 外相会合、ACD 首脳会合、アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）（第29回）総会は、新型コロナウイルスの影響で延期となった。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で国際的な人の往来ができない状況下において、JENESYS は、本事業の目標達成のために、オンラインとオフラインを併用したプログラムを開始し、人的交流を継続した。オンラインを通じたウェビナー、視察、意見交換等のプログラムには、1,007人が参加し、対日理解の促進及び日本に関する対外発信の強化につながった。また、交流会及び同窓会といったオンラインのプログラムには、71人が参加し、訪日プログラムの経験をいかした帰国後の活動（日本語学習、日本語コンテストへの参加、日本との関連業務等）についての発表を行った。さらに、参加者はこれらのウェビナーや交流会への参加経験について SNS 等を通じて多くの人に共有し、親日派・知日派の発掘に貢献した。

令和3年度目標

- 1 アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。
- 2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中断することなく、オンラインとオフラインを併用し継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア大洋州地域においては、上記測定指標 1～5 以外にも様々な枠組みが存在している。それらを通じた対日理解の促進や、地域協力の強化の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

様々な地域協力の枠組み及び、人的交流事業である JENESYS プログラムを通じ、政治、経済、社会、文化、歴史、外交政策等、幅広い分野で域内各国との連携を強化することは重要である。

測定指標 1-7 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数

| | 中期目標値 | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 |
|--|-------|---------|--------------------|---------|
| | 一年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | — | 10 | 9（ビデオメッセージ 1 件を含む） | 10 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

総理大臣及び政務三役の関連国際会議の出席は、東アジア地域の地域協力を通じた地域の安定と繁栄の確保、域内連携の強化という目標を達成するに当たって重要な要素となるため。

令和 2 年度から新たに含めることとした ARF への参加数も勘案しつつ、我が国としてハイレベルの出席が必要な会議数を踏まえて目標を設定した。

（参考：実績値）平成 28 年度 8 回、平成 29 年度 6 回、平成 30 年度 7 回、令和元年度 9 回、令和 2 年度 9 回（ビデオメッセージ 1 件含む）

参考指標：日 ASEAN の貿易量(総額)(単位：億円)

| (出典：財務省貿易統計) | 実績値 | |
|--------------|----------|----------|
| | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| | 231, 665 | 206, 234 |

達成手段

| 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要 (注) | | | | 関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号 |
|--------------------------------|--|-------|---------|-------------------|--------------------------------------|
| | 予算額計(執行額) (単位：百万円) | | | 当初予算額 (単位：百万円) | |
| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | |
| ①東アジアにおける地域協力の強化 (昭和 27 年度) | 1 日 ASEAN 協力 ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。日 ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメント及び同実施計画、令和 2 年の日 ASEAN 首脳会議議長声明及び AOP 協力についての日 ASEAN 首脳共同声明に沿った諸項目につき、着実な履行を通じ日 ASEAN 関係を一層強化する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。 | | | | 1-1 1-7 |
| | 2 ASEAN+ 3 協力 「ASEAN+ 3 協力作業計画 2018-2022」に基づき、公衆衛生など広範な分野の協力を推進する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。 | | | | 1-2 1-7 |
| | 3 ARF 協力 平成 28 年に施行した「平和安全法制」も踏まえた取組の下、対話と協力を通じ、アジア・太平洋地域の安全保障環境を向上させる。 これによりインド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命・財産を守る。 | | | | 1-3 1-7 |
| | 4 東アジア首脳会議(EAS) 協力 EASを地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱い | | | | 1-4 1-7 |

| | | | | | |
|------------------------------------|---|------------------|------------------|-----|------|
| | を拡大し、機構を一層強化していく。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。 | | | | |
| | 5 日中韓協力 環境、文化、経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力の深化及び拡大に努める。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。 | 1-5 | 1-7 | | |
| | 6 各地域協力枠組みにおける協力及び人的交流事業を推進する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。 | 1-6 | 1-7 | | |
| | 104 (64) | 114 (86) | 112 (66) | 119 | 0001 |
| ②ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金(義務)(昭和56年度) | 本拠出金は、日ASEAN各国政府が参加し、日本においてASEANを代表する国際機関としての特質を活用し、ASEANから日本への貿易促進、日ASEAN間の双方向の投資の促進、日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて、日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画、ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等に使用されている。 令和5年の日・ASEAN友好協力50周年への協力及び令和7(2025)年に向けたASEAN共同体の更なる統合(「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施)といった新たな課題への対応に貢献するとともに、ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし、日ASEAN関係の発展に貢献する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。 | 1-1 | | | |
| | 204 (204) | 204 (204) | 204 (204) | 204 | 0263 |
| ③ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金(任意)(昭和56年度) | 本拠出金は、日ASEAN各国政府が参加し、日本においてASEANを代表する国際機関としての特質を活用し、ASEANから日本への貿易促進、日ASEAN間の双方向の投資の促進、日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて、日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画、ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等に使用されている。特に、任意拠出金については、ASEANへの後発加盟国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムへの支援に重点を置きつつ、ASEAN各国の格差是正に貢献することを主たる目的とする事業や、日ASEAN関係の強化に資する新たな分野での事業等の実施に活用されている。 令和7(2025)年に向けたASEAN共同体の更なる統合(「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施)といった新たな課題への対応に貢献するとともに、ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし、日ASEAN関係の発展に貢献する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。 | 1-1 | | | |
| | 88 (88) | 79 (79) | 79 (79) | 71 | 0274 |
| ④日・ASEAN統合基金拠出金(平成17年度) | 本拠出金は、ASEAN統合の実現に寄与する事業等への支援に充てられる。 本拠出により、連結性強化と格差是正等ASEAN共同体の更なる統合の深化及び「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」の実現に貢献する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。 | 1-1 | | | |
| | 1,000 (1,000) | 1,045 (1,045) | 5,478 (5,478) | 0 | 0372 |
| ⑤日中韓協力事務局拠出金(義務的拠出金)(平成23年度) | 日中韓協力国際フォーラム(日中韓3か国の政府関係者や有識者が一堂に会して毎年開催される日中韓協力事務局主催の最大行事)やその他の政策フォーラム(日中韓FTAセミナー、日中韓ビジネス・レセプション、日中韓防災机上演習及び日中韓サイバー協議。3か国政府との共催のものを含む。)の企画・運営、メディア・学生等様々なレベルの交流事業(日中韓ユ | 1-5 | | | |

| | | | | | | |
|-----------------------------|---|--------------|--------------|-----|------|--|
| | <p>ースサミット、日中韓大学生ビデオ・コンテスト、日中韓記者交流プログラム等)の実施、各種調査・研究事業(日中韓経済研究調査、日中韓データブック等)の実施、政府間協議(日中韓サミット、日中韓外相会議、日中韓高級事務レベル協議、その他分野ごとの政府間協議(日中韓サイバー協議等))の側面支援(ロジスティクス業務、記録作成等)、他国際機関(ASEAN等)との意見交換を行う。</p> <p>これらによる地域協力促進への貢献等を通じ、幅広い分野における日中韓協力の促進に寄与し、3か国間の相互理解を深め、交流を増進する。ひいては地域全体の安定と繁栄に寄与し、情勢が著しく変化する東アジア地域においても国民生活の安寧と繁栄を確保するための環境を醸成する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。</p> | | | | | |
| | 208 (128) | 133 (128) | 133 (128) | 143 | 0265 | |
| ⑥アジア紛争下での女性尊厳事業 (平成19年度) | 台湾、フィリピン各地に在住する元慰安婦を巡回し、医療及び福祉の面で支援を行う。元慰安婦は既に高齢であり、身体が不自由な方も多いため、それぞれを巡回訪問しながら対象者の近況を確認し、情報収集及び各国の元基金関係者とのネットワークを維持する。このような取組は、域内諸国において我が国の慰安婦問題に対する立場や取組の正しい理解を得ることにより、施策の目標達成に資する。 | | | | — | |
| | 4 (0) | 1.3 (0) | 1.3 (0) | 1.3 | 0002 | |
| ⑦旧外地関係整理 (昭和26年度) | 旧外地官署(朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東局及び南洋庁)等に関連する各種整理事務(各種事実証明事務、給付事務等)を行う。 | | | | — | |
| | 49 (0.1) | 37 (0.8) | 16 (0) | 11 | 0003 | |

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

施策の概要

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 204 回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）
六 外交・安全保障（近隣外交）
- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）
- ・ 第 75 回国連総会一般討論演説（令和 2 年 9 月 26 日）

測定指標 2-1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展 *

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた動きを前進させる。

令和 2 年度目標

国連の場を含め、米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、令和 2 年度中、4 回の日米電話首脳会談（5 月、8 月、9 月及び令和 3 年 1 月）、1 回の日中電話首脳会談（9 月）、1 回の日韓電話首脳会談（9 月）等を通じて、北朝鮮情勢への対応について関係国との緊密な連携を図った。また、事務レベルでも、米国との間では事務次官及びアジア大洋州局長がビーガン国務副長官兼北朝鮮担当特別代表と、韓国との間ではアジア大洋州局長が李度勲外交部朝鮮半島平和交渉本部長と、計 9 回にわたり会談・意見交換を行い、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認してきた。さらに、国連の場においては、9 月 24 日の菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談でも、グテーレス事務総長は非核化を進めることの重要性を強調した。

他方、北朝鮮は、10 月の朝鮮労働党創建 75 周年記念閲兵式や令和 3 年 1 月の朝鮮労働党第 8 回大会記念閲兵式において、新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）や潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の可能性のあるものなどを登場させた。また、令和 3 年 1 月の朝鮮労働党第 8 回大会では、金正恩国務委員長が、核・ミサイル開発の継続について言及するなど、北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

令和 3 年度目標

国連の場を含め、米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄は行っておらず、こうした中、北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた進展を図っていく必要がある。

核・ミサイル問題を始めとする北朝鮮をめぐる問題を解決するためには、国連の場を含め、関係国との緊密な連携が不可欠である。

測定指標 2-2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展 *

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。

令和2年度目標

拉致問題については従来からの基本認識に変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、各国首脳・外相との会談、第15回東アジア首脳会議（EAS）、第23回ASEAN+3（日中韓）首脳会議、第23回日ASEAN首脳会議を始めとする11月のASEAN関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国から理解と支持を得た。また、国連の場においては、9月24日の菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談で、菅総理大臣から北朝鮮の拉致問題の早期解決に向けて引き続きの理解と協力を求めたのに対し、グテーレス事務総長から全面的な支持が示された。

米国については、9月の日米電話首脳会談において、菅総理大臣からトランプ大統領に対して、拉致問題の早期解決に向け果敢に取り組んで行く考えであると述べ、同問題の解決に向け、引き続きの全面的な支援を求めた。また、令和3年1月のバイデン大統領との電話会談においても、菅総理大臣から拉致問題の早期の解決に向けて理解と協力を求め、バイデン大統領から支持を得た。

中国については、9月の日中電話首脳会談において、菅総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。

また、韓国についても、9月の日韓首脳電話会談において、菅総理大臣から拉致問題の解決に向け、引き続きの支持を求めたのに対し、文在寅大統領から拉致問題についての日本側の立場への支持が示された上で、両首脳は、日韓・日米韓の連携の重要性について改めて確認した。

さらに、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題の早期解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。

令和3年度目標

拉致問題については従来からの基本認識に変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

拉致問題は、菅内閣の最重要課題。あらゆる機会を捉えて拉致問題の早期解決に向けて前進を図っていく必要がある。

引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、一日も早く全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆる努力を傾注することが重要である。

測定指標2-3 米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数

| （）内は電話会談を含めた数値（注：日米韓に加え、米国及び韓国との二国間も含む。また、令和3年度目標から電話会談を含む。） | 中期目標値 | 令和2年度 | | 令和3年度 |
|--|-------|-------|-------|-------|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | — | 34 | 4(11) | 18 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日米韓の首脳・外相・次官級での会談は、北朝鮮問題について、日米韓の連携を確認する重要な機会であり、進捗状況を測る上で有益である。また、日米韓協力に関しては、政策の方針について日米・日韓の二国間での首脳・外相会談等を通じて綿密にすり合わせると同時に、具体的な政策については日米韓の実務レベルでの会談等を通じて連携を深めることが重要。このため、引き続き、かかる連携も加えて評価することが適切である。他方で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、対面での会談を行うことは困難になっている。このため、令和3年度目標では、電話会談を含めた回数を目標値とした。

安保理決議に従った、北朝鮮の核・ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を実現するため、引き続き米国及び韓国との緊密な連携を通じて、日米韓協力を進める必要がある。

達成手段

| 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要 (注) | | | | 関連する 測定指標 |
|---------------------------|---|------------|------------|-------------------|----------------------|
| | 予算額計(執行額) (単位：百万円) | | | 当初予算額 (単位：百万円) | 行政事業 レビュー 事業番号 |
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
| ①日朝関連 (昭和23年 度) | 1 北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた取組 北朝鮮の核・ミサイル開発問題の解決に向け、日米韓の緊密な連携を軸としつつ、中国及びロシアも含めた関係各国と連携し、北朝鮮に対し、非核化などに向けた具体的な行動をとるよう引き続き求めていく。 この取組は、北朝鮮の核・ミサイル問題を解決することに寄与する。 | | | | 2-1 2-3 |
| | 2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた取組 日朝間の協議や各国との会談及び国際会議等のあらゆる機会を捉え、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、北朝鮮に引き続き求めていく。また、拉致問題に関するものを含め、北朝鮮情勢に関する情報収集・分析を行う。 この取組は、拉致問題の完全解決及び日朝国交正常化に向けた動きを前進させることに寄与する。 | | | | 2-2 2-3 |
| | 30 (22) | 34 (25) | 28 (12) | 28 | 0004 |

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野3 日韓関係の改善

施策の概要

重要な隣国である韓国と大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、まずは外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善に向けて努める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第204回国会施政方針演説（令和3年1月18日）
六 外交・安全保障
- ・ 第204回国会外交演説（令和3年1月18日）

測定指標3-1 日韓関係の改善 *

中期目標（--年度）

首脳・外相会談や局長協議等の実施を通じた、問題解決に向けた協議の継続。

令和2年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題等日韓間の困難な問題について、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

施策の進捗状況・実績

令和2年度は、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により非常に厳しい状況が続いた。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関し、韓国の裁判所は、原告側の申請に基づき、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産が現金化に至ることになれば、日韓関係にとって極めて深刻な状況を招くため絶対に避けなければならない旨繰り返し強く指摘し、韓国側が、国際法違反の状態を是正し、日本にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよう強く求めてきている。このような中、9月、菅総理大臣の就任に当たり日韓首脳電話会談を実施し、菅総理大臣から文在寅大統領に対し、北朝鮮問題を始め、日韓・日米韓の連携は重要である旨述べるとともに、拉致問題の解決に向け、引き続きの支持を求めた。また、旧朝鮮半島出身労働者問題等により現在非常に厳しい状況にある両国の関係をそのまま放置してはいけなくと考える旨述べるとともに、韓国側において日韓関係を健全な関係に戻していくきっかけを作ること改めて求めた。

慰安婦問題に関し、令和3年1月8日、元慰安婦等が日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月23日、同判決が確定した。日本としては、この国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきた。慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、昭和40（1965）年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、平成27年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、この判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めていく方針である。

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、令和2年度は、合計2回の日韓外相電話会談や5回の日韓局長協議（対面1回、テレビ協議4回）を始め、頻繁に外交当局間の意思疎通を継続した。

令和3年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等の日韓間の困難な問題について、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

韓国側による否定的な動きは続いており、日韓関係が非常に厳しい状況に直面している中、韓国側

に対し、日本の一貫した立場に基づき働きかけを続けることで、適切な対応を引き出ししていくことが、日本の国益を守る上で極めて重要であるため。

日韓関係を健全な関係に戻すためにも、外交当局間の意思疎通を維持しつつ、日本の立場を韓国側にしっかりと伝達し、引き続き適切な対応を求めていくことが重要である。

測定指標 3-2 人的交流の拡大

中期目標（--年度）

日韓間の人的往来の維持・強化に努める。

令和2年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行っている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2020）の実施といった、各種事業の実施を通じ、日韓間の人的往来の維持・強化を図る。

施策の進捗状況・実績

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により両国間の往来者数は大幅に減少し、令和2年は約92万人にとどまった。そうした中、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関し、7月22日の国家安全保障会議及び新型コロナウイルス感染症対策本部における決定等に基づき韓国との間で協議・調整を行い、10月8日から、「ビジネストラック」及び「レジデンストラック」を開始したが、各国における変異ウイルスの感染拡大を受け、水際対策強化に係る新たな措置として、令和3年1月14日から運用を一時停止した。

日韓両政府は、日韓関係が難しい状況であるからこそ、日韓間の交流が重要である点について一致している。日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、新型コロナの影響で観客を集めての実施ができなくなったことから、令和2年は東京及びソウルのいずれにおいても初めてオンラインでそれぞれ9月、11月に開催された。政府としても、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2020）」の実施を通じ、青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に引き続き努めており、令和2年度は初めてオンライン形式での交流事業（計7回。大学生、高校生及び社会人約800名参加）を実施した。

令和3年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行っている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2021）の実施といった、各種事業の実施を通じ、新型コロナ感染症の流行が収束した後の日韓間の人的往来の回復を後押しする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日韓両国民の相互理解を進展させ、信頼関係の増進を図ることは、未来志向の日韓関係を築いていく上で重要であるため。

日韓両政府が両国民の交流を後押しするための施策を講じ、日韓間の交流を維持・強化していくことが必要である。

測定指標 3-3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 *

中期目標（--年度）

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

令和2年度目標

日中韓 FTA 及び RCEP 交渉の進展に向けた取組や、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関するフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国における日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置に関する WTO 紛争解決小委員会のフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国による自国造船業に対する支援措置に係る案件のフォローアップや韓国側への働きかけ、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

11月、日本及び韓国を含む15か国は、日韓間での初めての経済連携協定（EPA）ともなる地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名した。

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制に関連し、令和3年3月、コロナ禍での効果的な取組として、韓国の報道機関関係者約60名を対象に日本産食品の信頼確保と輸出の拡大等に関するオンライン説明会を開催し、これを受け、韓国メディアにおいて、放射性物質の基準値を超えた農林水産品は市場に絶対流通させない措置を採っているといった日本側の説明を含む記事が、30件以上掲載された。同月、在韓国大使館及び在済州総領事館が開催した「東日本大震災から10年」の関連行事においても、日本産食品の安全性等について積極的な広報を行った。また、韓国政府に対し、韓国が採っている輸入規制の撤廃の働きかけを粘り強く行った。

11月、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日産業・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「第52回日韓経済人会議」をオンラインで開催し、経済・人材・文化交流の継続と拡大、東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けた協力の推進を含む共同声明が採択された。

令和3年度目標

日本産水産物等の輸入規制問題、日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置及び韓国による自国造船業に対する支援措置案に対するフォローアップや韓国側への働きかけを行うとともに、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日韓の経済関係は、緊密に推移しており、この分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日本の国益を守るため、韓国側や国際社会に対して我が国の立場をしっかりと説明していくことが極めて重要である。

測定指標3-4 日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与

中期目標（--年度）

地域及び国際社会の課題に向け二国間で連携・協力する。

令和2年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野において協議を行い、連携を確認する。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、9月の首脳電話会談に加え、2度の外相電話会談（6月及び令和3年1月）、11月の秋葉外務事務次官と崔鍾建韓国外交部第一次官との意見交換及び5回の日韓局長協議（対面1回、テレビ協議4回）を始め、日韓間における諸問題のほか、北朝鮮をめぐる情勢等について、ハイレベルを含め、日韓間の意思疎通を継続した。

令和3年度目標

日韓間の諸懸案に関しては、外交当局間の意思疎通を通じて韓国側に適切な対応を強く求めつつ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野においては、緊急性や必要性を考慮しつつ、適切に協議を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題に関して、日韓関係はかつてなく厳しい状況にあるが、北朝鮮への対応を始め、地域の安定には日韓や日米韓の連携は不可欠。日米韓の連携を円滑にするためにも、緊急性や必要性を考慮しつつ、日韓間で引き続き意思疎通を図り、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野で協力していくことは意義がある。

| 参考指標1：日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く) | | |
|-------------------------------|-------|-------|
| | 実績値 | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 |
| | 9 | 0 |

| 参考指標2：内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感ずる」との回答割合(%) | | |
|---|-------|-------|
| | 実績値 | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 |
| | 26.7 | 34.9 |

達成手段

| 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要(注) | | | | 関連する 測定指標 |
|------------------------------------|--|------------|------------|-------------------|----------------------|
| | 予算額計(執行額) (単位：百万円) | | | 当初予算額 (単位：百万円) | 行政事業 レビュー 事業番号 |
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
| ①日韓関連経費 (*) | 1 政治レベルの意思疎通の促進 日韓関係の更なる深化のため、首脳・外相会談を実施する。様々なレベルで意思疎通を図ることは、日韓関係の強化に不可欠である。 | | | | 3-1 |
| | 2 人的交流の拡大 日韓関係の更なる深化のため、青少年交流の一層の促進、交流事業開催の活性化、地方間交流の促進等を実施する。人的交流の拡大は両国の包括的な友好関係の強化に大きく貢献する。 | | | | 3-2 |
| | 3 日韓間の過去に起因する諸問題への取組 慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認した日韓合意を誠実に履行していく。また、日韓関係の更なる深化のため、在サハリン韓国人支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援等の人道的な協力を継続する。過去に起因する二国間問題への取組は未来志向の日韓関係を構築する前提条件となる。 | | | | 3-1 |
| | 4 日韓間の懸案への対応(竹島問題、EEZ境界画定等) 日韓関係の更なる深化のため、竹島問題等日韓間の懸案の平和的な解決を図るため引き続き粘り強い外交努力を行う。竹島問題、EEZ境界画定問題等に関する取組は、未来志向の日韓関係の構築に向け不可欠である。 | | | | 3-1 |
| | 5 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 幅広い分野における日韓経済関係の強化に取り組むことは、日韓関係の更なる深化に資するものである。 | | | | 3-3 |
| | 41 (39) | 37 (18) | 35 (15) | 252 | 0005 |
| ②安全保障分野における協力の推進(*) | 日韓安全保障協力を更に深化させる。 現下の北朝鮮情勢等に鑑み、日韓が安全保障分野において緊密に連携することは、日韓両国及び地域・国際社会の平和と安定にとって不可欠である。 | | | | 3-4 |
| | — | — | — | — | — |
| ③日韓学術文化青少年交流共同事業体拠出金(任意拠出金)(平成元年度) | 昭和63年2月の日韓首脳会談において、両国の人的交流、特に青少年交流事業の拡大につき合意したことを受け、その後二度の日韓外相会議を通じて平成元年5月に「日韓学術文化青少年交流共同事業体」が設立。その日本側事務局を(公財)日韓文化交流基金が、韓国側事務局を国立国際教育院が務め、日韓両国政府が策定する日韓間の学術文化知的交流事業(日韓の研究者及びオピニオンリーダーが相手国での滞在研究を行うための支援事業、両国の有識者による学術・文化関連事業、両国内で実施される民間の草の根交流に対する支援事業等)を実施している。 同共同事業体を通じ、両国間の学術・文化交流及び青少年交流を促進するこ | | | | 3-2 |

| | | | | | |
|--|---|--------------|--------------|-----|------|
| | とにより、両国国民間の相互理解と信頼関係の醸成に寄与する。 | | | | |
| | 138 (138) | 138 (138) | 138 (138) | 131 | 0200 |
| ④在サハリ ン韓国人支 援特別基金 拠出金（任 意拠出金） （平成元年 度） | 平成元年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された「在サハリ ン韓国人支 援共同事業体」に対し、永住帰国等の支援経費及び在サハリ ン「韓国人」の 一時帰国のための経費を拠出し、また、今後の永住帰国支援策の検討・実施の ための協議費用、サハリ ン残留者支援策の検討のための協議費用及び医療相談 窓口開設事業費用を拠出するもの。 こうした我が国の取組は、過去をめぐる様々な問題への我が国の積極的な姿 勢を示すものであり、主に韓国国内における関係者の我が国への理解を高め、 問題解決に寄与するものと考えられる。 | | | | — |
| | 101 (101) | 79 (79) | 79 (79) | 75 | 0204 |
| ⑤日韓産業 技術協力共 同事業体拠 出金（任意 拠出金） （平成5年 度） | 日韓の貿易構造に起因する貿易不均衡問題に関する平成4年1月の日韓首 脳会談時の合意に基づき、同年6月に「日韓貿易不均衡是正等のための具体的 実践計画」が取りまとめられた。同「実践計画」では、日韓双方が両国間の産業 技術協力の促進のための財団を設立するとともに、両国政府が各々の財団を適 切に支援することが了解され、この了解に基づき日韓両国に産業技術協力財団 が設立された。さらに、日韓間の産業技術協力を推進するべく、日韓の両財団 により日韓産業技術協力共同事業体が設立された。本事業体は、韓国における 産業技術分野での人材の育成、韓国の産業性向上のための協力、ビジネス交流 促進、産業・技術交流、調査・広報事業を実施している。 こうした本事業体を通じた我が国の取組は、日韓間の産業技術協力の促進及 び日韓間の貿易不均衡（韓国側入超）の是正に寄与する。 | | | | 3-3 |
| | 19 (19) | 15 (15) | 15 (15) | 14 | 0278 |

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度
目標を参照願いたい。

個別分野 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互惠関係の強化等

施策の概要

- 1 東シナ海を隔てた隣国である日本と中国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有しており、日中関係は重要な二国間関係の一つである。日中両国は、地域と国際社会の平和と安定のために大きな責任を共有しており、ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。
- 2 モンゴルは、日本と基本的価値を共有する地域の重要なパートナーであり、引き続き「戦略的パートナーシップ」として位置づけた友好的な関係を真に互惠的なものへと発展させるため、ハイレベルの対話を始めとして、両国間で多層的な対話を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）
六 外交・安全保障（積極的平和主義）
- ・ 第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
- ・ 第 204 回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）
六 外交・安全保障（近隣外交）
- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）

測定指標 4-1 「日中新時代」に向けた取組（経済面以外）*

中期目標（--年度）

ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

令和 2 年度目標

日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に、共に大きな責任を有している。その責任をしっかりと果たしていくことが、現在の地域の状況において、国際社会から強く求められている。ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

- 1 習近平国家主席の国賓訪日を含めた活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。
- 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
- 3 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。
- 4 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、要人往来が大きく減少したものの、そのような中でも、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、新型コロナウイルス対応について連携を強化するとともに、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について、意見交換を積み重ねた。新型コロナウイルスについては、4 月 21 日及び 7 月 29 日に、茂木外務大臣が、王（おう）毅（き）国務委員兼外交部長との間で、新型コロナウイルスへの対応などについて電話会談を行った。9 月 25 日、菅総理大臣と習近平国家主席との間で、初めての日中首脳電話会談が実現した。菅総理大臣から、日中の安定した関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために極めて重要であり、共に責任を果たしていきたいと述べた。両首脳は、新型コロナウイルスに関して、引き続き、両国が様々なルートで連携していくこと、及び、ビジネス関係者の往来再開の早期実現に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。新型コロナウイルスの感染拡大により日中の要人往来は中断していたが、11 月 24 日に王毅国務委員兼外交部長が訪日し、菅政権発足後初のハイレベルでの対面での会談を行った。茂木外務大臣は王毅国務委員兼外交部長との間で一対一での会談を含め合計 3 時間以上にわたって日中外相会談を行い、日中関係の方向性、二国間関係における互いの関心事項、北

朝鮮を含む地域情勢、気候変動や貿易・投資などの国際社会が直面する課題について率直な意見交換を行った。11月25日には、菅総理大臣が王毅国務委員兼外交部長による表敬を受けた。このほか、外交当局間では、令和2年の交流・協力の年間計画の作成に関する覚書に基づき、日中政策企画協議（9月、オンライン形式）など、日中間の実務的な対話が進められた。また、12月14日に岸防衛大臣と魏（ぎ）鳳和（ほうわ）中国国務委員兼国防部長とのテレビ会談、同月15日には大島衆議院議長と栗戦書（りつせんしょ）全国人民代表大会常務委員会委員長との間でテレビ会談が行われた。

- 2 尖閣諸島周辺海域における中国海警船舶による領海侵入が依然として継続しており、その回数は令和2年の1年間で24回に上った（令和元年の領海侵入回数は32回、平成30年は19回）。5月、7月、8月、10月、11月及び12月には、中国海警船舶が尖閣諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において航行中の日本漁船に接近しようとする動きを見せる事案が発生した。10月の事案においては領海侵入時間が過去最長となる57時間以上となった。また、4月から8月にかけて、接続水域内での連続航行日数は過去最高の111日を記録するなど情勢は厳しさを増している。尖閣諸島周辺の我が国領海で独自の主張をする中国海警船舶の活動は、国際法違反であり、領海に侵入した際には外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施した。さらに近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において、中国による日本の同意を得ない調査活動も見られた。日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、令和3年2月に開催した第12回日中高級事務レベル海洋協議を始め、関係部局間の対話・交流の取組を進めた。
- 3 邦人拘束事案については、令和2年11月の王毅国務委員兼外交部長来日の際を含め、日本政府として、あらゆるレベル・機会を通じて、法施行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的取扱いを中国政府に対して強く求めた。
- 4 令和2年は、「日中文化・スポーツ交流推進年」であり、その趣旨にふさわしい行事の募集・認定を行い、交流の強化を後押しした。新型コロナウイルスの影響を受けて日中双方で関連行事の延期や中止が相次ぐも、オンラインなどの形式を含め、感染防止対策をしっかりと講じた上で、両国で計51件の行事が実施された。また、青少年招へい事業である「JENESYS2019」に参加した日中の青少年がオンライン形式で交流し、思い出話に花を咲かせつつ、様々なテーマについて意見交換を活発に行うなど、新型コロナウイルス流行下においても新たな交流の在り方を模索しつつ、日中の青少年交流を継続した。11月に行われた日中外相会談では、双方は、令和3年夏の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び令和4年冬の北京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のために協力していくことを確認し、また、令和4年に日中国交正常化50周年を迎えることも念頭に、両国の交流促進についても議論し、中長期的な両国関係の発展のため、青少年交流を後押ししていくことを確認した。
- 5 新型コロナウイルスの影響等により、令和2年度における協議の進展はなかった。
- 6 地域・グローバルな課題に関しては、9月25日の習近平国家主席との日中首脳電話会談において、菅総理大臣から、日中の安定した関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために極めて重要であり、共に責任を果たしていきたいと述べた。11月24日の日中外相会談では、茂木外務大臣から、二国間の問題に加えて、南シナ海、香港情勢、新疆ウイグル自治区の人権状況などについても、日本の立場を明確に伝え、中国側の具体的な行動を強く求めるとともに、中国が地域・国際社会の諸課題に責任を果たしていくべきであるとの日本の立場・考え方をしっかりと伝えた。11月25日に菅総理大臣が王毅国務委員兼外交部長による表敬を受けた際には、菅総理大臣から、香港情勢に関して日本側の懸念を伝達したほか、拉致問題を含む北朝鮮への対応についても協力を求めた。

令和3年度目標

安定した日中関係は、我が国のみならず、地域及び国際社会の平和、安定、繁栄にとって重要であり、日中両国が共に責任ある大国として、地域・国際社会の諸課題に取り組み、貢献していくことが日中関係の更なる強化につながる。こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

- 1 首脳間を含むハイレベルで緊密に連携を行い、中国との安定的な関係を構築していく。
- 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
- 3 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。
- 4 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和2年度は、新型コロナの感染拡大の影響により、要人往来が大きく減少したものの、電話会談などを通じてハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、新型コロナ対応、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について、意見交換を積み重ねた。安定した日中関係は地域及び国際社会の平和、安定、繁栄にとって重要であり、日中両国が共に責任ある大国として、地域・国際社会の諸課題に取り組み、貢献していくことが日中関係の更なる強化につながることから、今後も首脳間を含むハイレベルで緊密に連携を行い、中国との安定的な関係を構築していくためにも、その具体的取組の目標を設定し実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

中国との安定的な関係を構築していくためには、政治的相互信頼を強化するとともに、あらゆるレベル・分野での対話と交流を促進していく必要がある。同時に、日中間には、様々な懸案も存在しており、尖閣諸島周辺海域等の東シナ海を始めとする海洋・安全保障問題については、引き続き冷静かつ毅然と対応しつつ、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするべく両国間の協力を推進することが重要。また、邦人拘束事案等の懸案事項についても引き続き中国側に法施行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保、人道的取扱いなどの具体的な対応を強く求めていくことが重要である。

また、日中関係の進展の具体的な形として、各種条約・協定の締結に向けた取組を一つの目標に掲げることに加え、二国間関係のみならず、日中両国が地域・グローバルな課題の解決に共に貢献していくべく、具体的な対話・協力を進めることも目標とした。

測定指標 4-2 「日中新時代」に向けた取組(経済面) *

中期目標（--年度）

「日中新時代」を切り開いていくため、日中両国間の経済・実務協力等様々な分野の協力を更に強化していく。

令和2年度目標

経済分野における日中間の各種対話、交流が活発に行われた令和元年度の流れを受け、「日中新時代」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。
- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本製品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナの世界的な拡大により、日中間の要人往来は大きく制約されたが、オンライン会談等を通じハイレベル間の意見交換は引き続き行われた。4月に行われた日中外相電話会談では、新型コロナウイルス感染症に関して、日本の状況や対応を紹介したのに対し、王毅国務委員からは、中国の状況や対応について説明があった。その中で、日本側から、日中両国間では民間を含め相互に活発な支援が行われていることに大変勇気づけられている旨述べ、引き続き連携していくことを確認した。また両外相は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた二国間及び多国間の枠組みにおける協力についても議論し、自由、透明、迅速な形での情報・教訓・知見の共有、途上国支援も含めた国際的な公衆衛生対策への協力、医療・薬事面での連携強化、感染症対策関連物資の円滑な輸出入の確保等を含め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。

11月に東京で行われた日中外相会談では、経済分野に関し、農産品貿易、人的往来・観光、環境・省エネ等、双方の関心や方向性が一致している分野において協力を共に進めていくことで一致した。また、茂木外務大臣からは、日本企業のビジネス活動を守り、公平な競争条件を確保することを改めて要請したほか、日本海大和堆周辺水域における中国漁船による違法操業問題については、日本

側の懸念や漁業者への指導等の対策強化を含む実効的措置を採るよう改めて強く要請した。

- 2 政府間の経済対話としては、11月に日中経済パートナーシップ協議がウェブ会議形式で開催され、両国経済の現状、人的往来・観光、医療・ヘルスケア、環境・省エネ、農産品貿易等を含む日中二国間の今後の課題・協力や、開発・資金協力や債務問題、WTOやRCEP等の貿易・投資分野を含む多国間の課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、特に知的財産の保護、産業補助金や強制技術移転、サイバー・データ関連規定、輸出管理法を含め、日本企業の正当なビジネス活動や公平な競争条件の確保につき中国側に提起した。そのほか、民間レベルの経済交流としては、12月に日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）がオンラインで開催された。

令和元年末に中国で発生した新型コロナについては、4月の日中外相会談において、新型コロナへの対応等について電話会談を行い、引き続き、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有、国際的な公衆衛生対策への協力等を含め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。加えて、7月の電話会談において、両外相は、往来の再開に向けた調整をできるだけ早期に行っていくことを確認した。9月に行われた日中首脳電話会談では、新型コロナに関し、引き続き両国が様々なルートで連携していくこと、及び経済関係者の往来再開の早期実現に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。11月には王毅国务委員兼外交部長が訪日し、茂木外務大臣との間で外相会談を行ったが、双方は、新型コロナに関し、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有を始め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。

- 3 中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、7月の日中外相における電話会談、11月の日中外相会談や王毅国务委員兼外交部長による菅総理大臣表敬、日中経済パートナーシップ協議など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して日本産食品輸入規制の早期撤廃を強く働きかけてきた。特に11月の日中外相会談では、令和3年3月に東日本大震災から10年目の節目を迎えることも踏まえ、輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。これらの働きかけの結果、同会談では王毅国务委員兼外交部長との間で、この問題の解決に向けた協議を加速することで合意し、「日中農水産物貿易協力メカニズム」を立ち上げることで一致した。

令和3年度目標

「日中新時代」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。
- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本産食品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日中両国は、世界経済に重要な影響力を有しており、また両国の経済関係は非常に緊密である。両国にとって、「日中新時代」を切り開く上で、幅広い分野における協力を推進していくこと、またそのための対話を様々なレベルで積み重ねていくことが重要である。

経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション、知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力の促進及び具体化を図っていくことは、「日中新時代」を切り開いていく観点からも極めて重要である。

一方、平成23年の東日本大震災から10年目の節目を迎えることも踏まえ、中国による日本産食品に対する輸入規制の撤廃を含め、日本産食品の対中国輸出拡大に向け、引き続き中国側へ様々なレベルで粘り強く働きかけるとともに、日本産品の魅力を積極的かつ適切に発信し、風評被害対策を進めていく必要がある。

以上のことから、上記の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標4-3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)

中期目標（一年度）

「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向け、幅広い分野における協力を強化していく。

令和2年度目標

令和2年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 新型コロナウイルス感染症対策のための対モンゴル支援
- 3 文化・人的交流の推進

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を踏まえ、モンゴル政府は、令和2年3月11日から全国国際旅客定期便運航を停止、令和2年3月22日から外国人の入国を原則禁止し、海外在留モンゴル人帰国支援のため政府手配チャーター航空便を運航してきている。同チャーター便にはモンゴル人が最優先で搭乗する一方、同チャーター便が目的地との間を往復する際、モンゴル政府は個別の事情に応じて外国人の搭乗を認めており、在モンゴル日本大使館はモンゴルからの帰国を希望する在留邦人のためモンゴル政府に協力を要請、関連の調整を行うとともに、また在留邦人に対し広く案内を行う等、側面支援を行った。

こうしたモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響や、日本政府が外国人の受入を制限したことにより、ハイレベル往来、招へい事業を含めた両国間の人的往来が制限を受け、令和2年度にモンゴルでの開催を想定して調整しようとしていた既存の各種政府間対話の実施は新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第調整することとなった。

10月、日本では菅政権発足後間もないタイミング、モンゴルでは6月の総選挙を受けて7月に発足した新政権の誕生後間もないタイミングで、茂木外務大臣はモンゴルを訪問し、エンフタイワン外相との間で外相会談を行ったほか、バトトルガ大統領及びフレルスフ首相を表敬した。同訪問は、モンゴル政府が令和2年3月に外国人の入国を原則禁止して以降、また同年7月のモンゴル新政権の誕生後、王毅中国國務委員兼外相に次ぐ2番目の外国要人訪問であり、茂木外務大臣の訪問以降、令和3年2月まで外国要人の同国訪問は実現していない。

同訪問の際、両国は来る令和4（2022）年が、日本とモンゴルが外交関係を樹立して50周年に当たることを踏まえ、次の50年を担う次世代も巻き込んで盛大に祝賀し、両国の「戦略的パートナーシップ」強化につなげていく方針で一致した。

国際社会における課題への協力では、平成30年12月の日モンゴル首脳会談において「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて具体的な協力を推進することで一致したことを踏まえ、今回の外相会談においても、引き続き取組を強化していくことで一致した。また、両大臣は、北朝鮮への対応を始めとする地域・国際情勢についても意見交換し、協力を一層深めていくことで一致した。特に、北朝鮮への対応に関し、両大臣は、北朝鮮の非核化に向けた、安保理決議の完全な履行の重要性について一致した。また、拉致問題の早期解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

モンゴル政府が令和2年3月に外国人の入国を原則禁止して以降、モンゴル外相の外遊はロシアのみである。新型コロナウイルス感染症対策のため人の往来が世界的に制限される状況下、茂木外務大臣はモンゴルの「第3の隣国（注：隣国中露以外で連携を重視する主要国）」から初めての要人訪問として大いに歓迎され、モンゴル新政権との早期の信頼関係構築に大きく寄与するものとなった。

- 2 コロナ禍で両国間の人々の往来が制限を受けている中であって、5月、茂木外務大臣は、ツォグトバートル外相との間で電話会談を行った。同電話会談の際、茂木外務大臣から、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大している現状を踏まえ、モンゴル政府及び国民の努力に敬意を表するとともに、国際社会の協力が重要であるという認識で一致した。茂木外務大臣から、日本がモンゴルの保健・医療体制の強化のため、約1,200万ドルの医療物資・機材支援に加え、技術支援及びアビガン錠の供与を実施していることを説明し、ツォグトバートル外相から深甚なる謝意の表明があった。

また、茂木外務大臣から、モンゴル政府が運航したMIATモンゴル航空のチャーター便によって在留邦人が無事帰国したことに謝意を表し、引き続き、在留邦人の安全確保への協力を依頼した。ツォグトバートル外相からは、日本の新型コロナウイルス感染対策について高い評価が示された。

- 3 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、両国間の往来が制限され、令和2年度は文化・人的

交流を実施することができなかった。

令和3年度目標

令和3年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 外交関係樹立50周年祝賀行事の準備及び新たな中期行動計画の策定
- 3 新型コロナウイルス感染症対策のための対モンゴル支援

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

モンゴルは、日本と普遍的価値を共有する、地域の重要なパートナーである。日モンゴルのハイレベル交流や各種政府間対話の実施を通じた関係強化は、地域・国際社会の戦略環境が一層厳しさを増す中において、その重要性が高まってきている。

令和4年2月24日には日本とモンゴルが外交関係を樹立して50周年を迎えること、また、令和2年10月に行われた茂木外務大臣のモンゴル訪問の際、両国は50周年を盛大に祝賀し、両国の「戦略的パートナーシップ」強化につなげる方針を確認するとともに、令和4（2022）年に両国の新たな「中期行動計画」を策定することで合意したことから、そのための準備を着実に進めていく。

ただし、新型コロナウイルス感染症の世界規模の感染拡大を受け、世界的に人の往来が制限を受ける状況において、令和3年度はワクチン接種の拡大による状況の変化を見極める必要がある。また、令和3年6月9日にモンゴルでは大統領選挙が予定されており、モンゴル国内政治面の変化をも鑑みつつ政策を遂行していく。

また、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、ハイレベルを含めた両国間の様々な交流を再開する。

測定指標4-4 日モンゴル関係の着実な進展（経済面）

中期目標（令和3年度）

「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる。

令和2年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
- 2 「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、第10回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、新ウランバートル国際空港の円滑な開港を実現する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、両国間の往来が制限され、モンゴルで開催を予定していた第10回日本・モンゴル官民合同協議会の開催が延期となり、両国間で日モンゴル経済連携協定について意見交換を行う機会を設けることはできなかった。
- 2 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、令和2年7月開港を予定していた新ウランバートル国際空港の開港も令和3（2021）年に延期となった。

10月の茂木外務大臣のモンゴル訪問の際、両国の「戦略的パートナーシップ」強化につなげていく方針で一致し、令和4（2022）年に両国の新たな「中期行動計画」を策定することで合意し、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、ハイレベルを含めた両国間の様々な交流を再開することで一致した。

さらに、茂木大臣から、新型コロナウイルスの感染拡大や防止のために行われている移動制限、国際便の停止等により経済状況が悪化しており、社会・経済の回復が課題となっているモンゴルに対し「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」（250億円）の供与を決定し、今回の外相会談に合わせて交換公文に署名した。さらに、ウランバートル新国際空港の円滑な開港・運営に向けての連携も確認された。

新型コロナウイルス感染症対策のため世界中で人の往来が制限を受ける中であっても、工学系高等教育機関の機能強化に関し、令和2年度は、学生100名及び教員8名の計108名が日本の大学・高専等へ留学した。また、モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し、ビジネスコースに計291企業、延べ782名が参加した。

令和3年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
- 2 「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、第10回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、新ウランバートル国際空港の円滑な開港を実現する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国とモンゴル国の間では、平成28年6月に経済連携協定が発効し、平成29年3月には両国外相が「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に署名した。この行動計画には政治・安全保障、経済、文化・人的交流・人材育成といった幅広い分野において、令和3年末までの間に日・モンゴル間で取り組む協力が具体的に明記されており、経済面におけるこれらの取組を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

平成30年12月の日モンゴル首脳会談後に発表された共同声明及び「中期行動計画」のレビューを踏まえつつ、日・モンゴル両国が主体的に相互協力を積み重ねていくことで、両国間で一層互恵的な「戦略的パートナーシップ」を構築することを目標としている。また、モンゴル経済の更なる発展に向けては産業の多角化が一つの大きな課題となっており、我が国として、この課題の解決に向けた支援・協力を実施していくことは、モンゴル経済の発展、ひいては両国間の経済関係を強化する観点から非常に重要である。

また日本の円借款で建設し、令和3（2021）年の開港を予定している新ウランバートル国際空港の運営事業権は日本企業連合が獲得しており、同空港は、両国の国民交流拡大、経済関係拡大に向けて大きなインパクトを与える、日本・モンゴル間の新たな協力の象徴として地域の「空」の連結性を高めるプロジェクトであり、円滑な開港を実現することは非常に重要である。

ただし、新型コロナウイルス感染症の世界規模の感染拡大を受け、世界的に人の往来が制限を受ける状況において、令和3年度はワクチン接種の拡大による状況の変化を見極める必要がある。また、令和3年6月9日にモンゴルでは大統領選挙が予定されており、モンゴル国内政治面の変化をも鑑みつつ政策を遂行していく。

測定指標4-5 日台実務関係の着実な進展

中期目標（--年度）

良好な日台関係を維持・発展させていく。

令和2年度目標

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった普遍的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

- 1 経済分野（貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日本産食品・農産物輸出等）での更なる協力の深化
- 2 文化交流（地方間交流含む）等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績

- 1 日台双方の市民感情は総じて良好であり、それを反映し、令和元年における台湾訪日者数が489万人を超えて過去最高を記録するなど、相互の人的往来は密接であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和2年の相互往来は大幅に減少した。貿易経済会議及び第三国市場協力委員会についても、同影響により開催することができなかった。

そのような中でも、日台間においてレジデンストラック開始に合意するなど、相互往来再開に向けて一定の進歩があったほか、経済面においても、令和2年の貿易総額は前年並みを維持するなど

堅調に推移した。東日本大震災後に台湾が日本産食品に課している輸入規制は依然として解除されていないものの、日本台湾交流協会を通じて日本産食品の魅力・安全性PRを実施した。その効果もあり、令和2年の日本から台湾の農水産物輸出額は73億円増で過去最高を記録した。

2 文化交流についても、新型コロナウイルス感染拡大の影響で相互往来が困難となる中であっても、宮城県栗原市と南投市、富山県氷見市と高雄市鼓山区がオンライン形式で姉妹都市提携や友好都市を締結するなど進展があったほか、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、台湾を相手とするホストタウンは世界最多となる28の自治体が登録し、各種交流を行った。さらに日本台湾交流協会は、東日本大震災10周年の節目を捉え、令和3年1月以降、台湾の多大な支援に対し改めて感謝を示すとともに、日台の友情を促進するイベント等を実施した。また、7月、日台間の友好増進に多大なる貢献を果たし、自由、民主主義、といった基本的価値が台湾に定着していく上で、極めて重要な貢献を果たした李登輝元総統が逝去したことを受け、森喜朗元総理大臣が弔問団を率いて2度訪台し、告別式に出席する等、関係強化を内外に示した。

令和3年度目標

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の極めて重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

- 1 経済分野（貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日本産食品・農産物輸出等）での更なる協力の深化
- 2 文化交流（地方間交流含む）等を通じた相互理解の深化

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の極めて重要なパートナーである。今後とも、良好な日台関係を維持・発展させていくという目標に向け、経済分野での更なる協力の深化や文化交流を通じた相互理解の深化等の取組を進める。

新型コロナウイルス感染沈静化の状況に注意を払いつつ、相互往来の正常化に向けた努力・対話を進めるほか、令和3年は多大な支援を台湾から頂いた東日本大震災から10年という日台の絆を確認する年でもあることから、各分野における更なる協力関係を強化させる。

近年、様々な分野で日台間の実務協力を進める協力文書が作成されており、こうした実務分野における台湾との協力関係を更に深化させていくため、令和3年度も引き続き、日台貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会を始め各種枠組みを通じた対話や意思疎通の強化、経済分野での更なる協力の深化や、文化交流等を通じた相互理解の深化に向けた取組を行っていくことが重要である。

測定指標4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く)

| | 中期目標値 | 令和2年度 | | 令和3年度 |
|--------|-------|-------|-----|-------|
| | 一年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| ①日中 | | ①8 | ①1 | ①3 |
| ②日モンゴル | — | ②2 | ②1 | ②2 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ハイレベルの会談数は、中国及びモンゴルとの関係強化という施策の進捗を把握する上で有益。

中国との首脳、外相会談の実施回数については、今後とも同国との関係改善を図っていくことが極めて重要であるため、首脳・外相間で緊密に意思疎通を図っていく必要がある。

また、モンゴルについては、「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に資するべく、首脳・外相間の意思疎通を重ねていくことが重要である。

ただし、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大を受け、国際航空便の運航状況にも多大な影響が出ているとともに、多数の国際会議の中止・延期が決まっているところ、令和3年度もまた当面の間、直接面会して会談を行うことが困難であると想定し、年度目標値を令和2年度目標以下の値に設定した。

測定指標4-7 中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）

| | 中期目標値 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--|-------|-------|-------|
| | | | |

| | | | | |
|---|-----|-------|-----|-------|
| | 一年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | — | 4 | 0 | 3 |
| 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | |
| <p>「化学兵器禁止条約」に基づき、我が国は中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務があり、中国各地で発見されている化学兵器が、我が国に廃棄の義務がある遺棄化学兵器であるか否かを現地調査を通じて判断することは、廃棄義務を履行する上で重要である。今後も引き続き、中国側と調整の上、遺棄化学兵器の早期廃棄完了に向けて着実に現地調査事業を実施していく必要がある。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大を受け、航空便の運航状況にも多大な影響が出ており、新型コロナウイルス感染沈静化の状況や両国の対策措置に注意を払う必要があり、令和3年度上半期は従来どおりの現地調査が困難であると想定し、年度目標値を令和2年度目標より低く設定した。</p> | | | | |

達成手段

| 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する 測定指標 |
|--|--|-------|-------|-------------------|-------------------|
| | 予算額計(執行額) (単位：百万円) | | | 当初予算額 (単位：百万円) | |
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
| ①日中・日 モンゴル関 係の推進 (平成18年 度) | <p>1 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな日中間の対話の実施</p> <p>日本と中国は東シナ海を隔てた隣国であり、緊密な経済関係や人的・文化的交流を有し、切っても切れない関係にある。同時に、日中両国は政治・社会的側面において多くの相違点を抱えており、隣国同士であるがゆえに時に両国間で摩擦や対立が生じることは避けられない。個別の課題があっても、関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考えに基づき、両国の首脳、外相、そのほか関係閣僚による相互訪問の拡充により、頻繁かつタイムリーなハイレベル対話を実施する。</p> <p>上記達成手段の実施により期待される効果である、首脳間の信頼関係強化、両国の国民感情の改善、経済関係の一層の強化、対日理解の増進は、安定した日中関係を構築していくために必要である。</p> | | | | 4-1 4-6 |
| | <p>2 新日中友好21世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進及び各種招へい事業の重層的実施による対日理解強化</p> <p>文化、経済、学術等、幅広い分野における日中両国の有識者の重層的な交流を推進し、両国の相互理解及び国民感情の改善を図るとともに、中国の青少年(学者、記者、文化人、中堅幹部等)の招へいを重層的に行うことにより、中国の若い世代の対日理解を強化・促進する。</p> <p>上記達成手段の実施により期待される効果である、両国の国民感情の改善、経済等幅広い分野での関係の一層の強化、対日理解の増進は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。</p> | | | | 4-1 |
| | <p>3 日中ハイレベル経済対話を始めとする各種経済協議</p> <p>外相を議長とし両国の経済関係の閣僚級が参加する日中ハイレベル経済対話(HED)から、事務レベルの協議まで、日中間で各種の経済協議を行い、両国の経済関係の強化を目指す。</p> <p>上記達成手段の実施により期待される効果である、二国間経済関係の一層の強化、地域・グローバルな経済課題に関する協力の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。</p> | | | | 4-2 4-6 |
| | <p>4 日本・モンゴル「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた取組の促進</p> <p>「戦略的パートナーシップ」の構築に向け、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に基づき、ハイレベル往来及び経済関係の強化、人的・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における</p> | | | | 4-3 4-4 4-6 |

| | | | | | |
|--------------------------------|--|------------------|--------------|-------|------------|
| | <p>連携強化の4本柱の下で、具体的な関係強化を図っていく。 このような取組により、日モンゴル関係の一層の深化との施策の目標の達成に寄与する。</p> | | | | |
| | 417 (344) | 403 (344) | 402 (285) | 370 | 0009 |
| ②アジア友好促進補助金 (昭和47年度) | <p>台湾に関する我が国の立場を堅持しつつ、台湾との実務関係の窓口である日本台湾交流協会を通じ、関係維持のための様々な取組を行う。 こうした取組は、日台の実務関係を維持しつづけるために必要である。</p> | | | | 4-5 |
| | 1,684 (1,586) | 1,668 (1,596) | 1,674 | 1,664 | 0007 |
| ③中国遺棄化学兵器問題への取組 (平成4年度) | <p>中国各地でいまだに発見される旧日本軍の化学兵器の存在を確認するため、現地調査によって状況を確認するとともに、当該遺棄化学兵器が中国各地でもたらす住民の安全及び周辺環境に影響を及ぼさないように適切な措置を取る。 こうした取組は日中関係の維持に不可欠である。</p> | | | | 4-1 4-7 |
| | 829 (707) | 979 (932) | 63 (20) | 1,224 | 0008 |
| ④中国における日本理解促進に係る経費 (平成27年度) | <p>中国社会が直面する様々な課題は、日本がかつて又は現在も直面するものも多く、日中協力の可能性は大きいが、中国においてこれらに関する冷静かつ客観的な情報はなおも限定的。こうした中で、中国の知識人や一般国民に対し、環境や高齢化、また民主的な政治制度等に係る我が国の取組や制度について理解を強化・促進する。 上記達成手段の実施により期待される効果である、国民レベルでの対日理解の増進、共通課題における協力に対する認識の強化等は、日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。</p> | | | | 4-1 |
| | 1 (0.2) | 1 (0.6) | 1 (0.6) | 1 | 0006 |

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概要

- 1 我が国とメコン河流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、政府間の要人往来を始め、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。
- 2 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第204回国会施政方針演説(令和3年1月18日)
六 外交・安全保障
- ・第204回国会外交演説(令和3年1月18日)
- ・「日メコン協力のための東京戦略2018」及びその別添（「SDGsを推進するための日メコン協力プロジェクト」「自由で開かれたインド太平洋を実現するための我が国の政策との相乗効果が期待される日メコン協力」「ACMECSマスタープランに関連した日本の現在進行中及び可能性のある協力プロジェクト」）（平成30年10月9日に開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）にて採択）
- ・「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」（令和元年11月4日に開催された第11回日メコン首脳会議にて採択）

測定指標5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化 *

中期目標（一年度）

様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。

令和2年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施）。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

(1) カンボジア

8月、茂木外務大臣がカンボジアを訪問し、フン・セン首相及びブラック・ソコン副首相兼外相との間で二国間関係を様々な分野で強化することで一致するとともに、北朝鮮情勢や南シナ海問題等の地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行った。フン・セン首相からは、茂木外務大臣の訪問が両国の強固な関係を表すものである旨、ブラック・ソコン副首相兼外相からは、両国間の戦略的パートナーシップを一層進化させたいとの発言がそれぞれあった。

また、10月、上記外相会談のフォローアップとして、茂木外務大臣はブラック・ソコン副首相兼外相と電話会談を行い、新型コロナウイルスで経済的影響を受けたカンボジアへの支援を伝達し、ブラック・ソコン副首相兼外相から、日本の協力への謝意と新型コロナとの闘いにおいて両国の連携を一層進めたいとの考えが示された。

(2) ラオス

茂木外務大臣は、8月にラオスを訪問し、トンルン首相及びサルムサイ外相と会談を行い、日ラオス外交関係樹立65周年及び両国間の「戦略的パートナーシップ」関係5周年を契機として、両国関係の一層の緊密化に努め、地域・国際社会における協力を強化することを確認した。また、サルムサイ外相とはワーキングディナーを行い、北朝鮮情勢やシナ海問題を始めとする地域・国際情勢について率直な意見交換を行ったほか、無償資金協力に係るE/N署名及び新型コロナウイルス対策に資する医療関連機材の引渡式を実施した。さらに、10月に日ラオス外相電話会談を実施し、8月の日ラオス外相会談のフォローアップ状況や新型コロナ対策を含む両国間の今後の協力強化について確認した。

(3) ミャンマー

8月、茂木外務大臣がミャンマーを訪問し、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問兼外相及び

ミン・アウン・フライン国軍司令官と会談を行い、日本政府はミャンマーの民主的な国造りを官民挙げて引き続き最大限支援する旨伝えるとともに、二国関係やラカイン問題、北朝鮮情勢、南シナ海問題等の地域情勢につき意見交換を行った。令和3年2月1日、ミャンマー国軍はクーデターを実行したため、同日、我が国は、民主化プロセスが損なわれる事態が生じていることに対し、重大な懸念を有している旨等を表明する談話を発出した。

(4) タイ

令和3年1月、茂木外務大臣がタイを訪問し、プラユット首相及びドーン外相との間で、両国間の「戦略的パートナーシップ」関係の一層の強化について一致するとともに、北朝鮮情勢や南シナ海問題等の地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行った。また5月、6月、10月及び令和3年3月の4度にわたり茂木外務大臣とドーン副首相兼外相との間で電話会談を実施し、二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行った。

(5) ベトナム

5月及び8月に安倍総理大臣とフック首相の間に、また、6月に茂木外務大臣とミン副首相兼外相との間で電話会談を実施し、コロナ禍における両国の連携や経済分野における協力等について意見交換を行った。10月には菅総理大臣が就任後初の外国訪問先としてベトナムを訪問し、フック首相との間で首脳会談を実施し、二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行い、日越両国が「インド太平洋国家」として様々な分野で緊密に連携していくことを確認した。

2 議会間、議員間交流

令和2年度は新型コロナ情勢を受けて特筆する交流は行われなかった。各国の状況に差があるものの、タイでは、在タイ大使館がモンティアン・ブントアン・タイ王国上院議員（タイ日議連元会長）へ外務大臣表彰を行ったほか、梨田駐タイ大使がタイ日議員連盟関係者を公邸での会食に招待して意見交換するなど、タイ側議連との交流は継続している。新型コロナの状況が落ち着き次第、各国での交流の再開が期待される。

令和3年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施）。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 クーデター後のミャンマーにおける事態の収束に向けて、日本は、複数のルートから、①暴力の即時停止、②拘束された関係者の解放、③民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に強く求め、引き続き国際社会での役割を果たす。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン地域は、東南アジアの陸上・海上輸送の要衝に位置しており、地政学的に重要な同地域を含む ASEAN の安定と均衡の取れた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による支援や、この地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、統合を促進していく必要がある。また、メコン地域の国々は伝統的に我が国の友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要である。さらに同地域には、天然資源や優秀な労働力などの発展の潜在力が存在しており、日本企業にとって重要な投資、インフラ輸出先となっている。

こうしたメコン地域各国との二国間関係強化に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。その際、日本以外の主要国とメコン諸国の往来の回数やレベル、議論の内容も参考にしていく。

測定指標 5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備

中期目標（一年度）

各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。

令和2年度目標

「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間と

の協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

(1) カンボジア

9月に第20回、令和3年2月に第21回の日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、税優遇制度、投資関連法制など、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。

(2) ラオス

12月に日ラオス官民合同対話第14回会合を開催し、駐ラオス大使とソーンサイ・シーパンドン・ラオス副首相兼計画投資相が共同議長を務め、ラオスにおけるビジネス環境の改善を通じた投資促進を図るため、貿易・物流の改善や新規参入障壁の課題等について協議を行った。

(3) ミャンマー

令和元年11月に開催された日ミャンマー共同イニシアティブ総会（注）において、ミャンマー側から提案のあった更なる行政手続の透明化・標準化に向けた取組を支援するため、8月のJICA「産業競争力強化に向けた投資振興プロジェクト」において、省庁への行政手続に関するヒアリング調査を実施した。

（注：日ミャンマー共同イニシアティブ：平成25年にミャンマーにおけるビジネス・投資環境整備のための官民対話の枠組みとして設立。全体会合と分科会をそれぞれ開催してきた。）

(4) タイ

日タイ経済連携協定の枠組みで、令和3年2月にオンラインで原産地規則小委員会を実施した。その他、同協定の枠組みで例年行われていた農業、林業及び漁業に関する小委員会、地域間連携に関する特別小委員会、食品安全に関する特別小委員会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の実施は見送ることとなったが、幅広い分野でタイ政府との意見交換を継続しており、ビジネスの環境の向上に関する小委員会の開催を目指しているところである。

(5) ベトナム

12月、日越共同イニシアティブ第8フェーズ・プレキックオフ会合を開催し、競争制度、投資法・企業法、労働、PPP法、証券市場・国営企業改革、電力・エネルギー、土地法につきワーキング・グループの今後の開催が決まった。同イニシアティブは、日ベトナム間の投資・貿易等に係わる官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており、これとの重複を避ける観点から、日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。

- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の実施は見送ることとなった。

令和3年度目標

「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

経済協議の実施と貿易投資環境の整備に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

「東京戦略 2018」及び「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」に基づく各種の日メコン協力プロジェクトの下での各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催することは、同地域への日本企業の進出を一層促進し、二国間のみならず、メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める上で重要である。

測定指標 5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 *

中期目標（--年度）

首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

令和 2 年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、「東京戦略 2018」及び「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」の下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 日メコン SDGs フォーラムを開催し、メコン地域における SDGs の達成に向けて官民合同で取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 日メコン協力の一層の推進

(1) 日メコン首脳会議

11 月、テレビ会議方式で第 12 回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）を開催し、菅総理大臣がフック・ベトナム首相と共に共同議長を務めた。菅総理大臣からは、日本の具体的貢献として 5 つの協力（民間セクターに対する出融資、草の根の無償資金協力、法の支配に関する協力、海洋に関する協力、サプライチェーン強靱化に関する協力）を発表した。採択した共同声明の中で、首脳らはメコン地域における SDGs の実現に向けた環境問題に関する日本の協力を評価した。

さらに、第 11 回日メコン首脳会議で採択された「2030 年に向けた日メコン・イニシアティブ」がメコン諸国と日本の両方において、将来の世代にとって非常に重要であることを再認識し、グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第 1 回日メコン SDGs フォーラムの開催に高い期待を示した。

(2) 日メコン外相会議

7 月、テレビ会議にて第 13 回日メコン外相会議を開催し、感染症等に関する将来の備えとなるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現のための日メコン協力について議論し、茂木外務大臣はミン・ベトナム首相兼外相と共に共同議長を務め、共同議長声明を採択した。

感染症分野での支援について、日本は、メコン諸国に対して、感染症対策能力の強化、ASEAN 感染症対策センター設立への支援、経済の強靱化支援の 3 つの柱で新型コロナとの闘いを力強く後押ししていく旨述べたのに対し、メコン諸国から、日本による協力に対する歓迎の意が表明された。

- 2 メコン地域における SDGs の達成に向けた官民合同での取組

令和元年 11 月の第 11 回日メコン首脳会議にて格上げが決定された「日メコン SDGs フォーラム」の令和 2 年度中の第 1 回目の開催を追求したが、新型コロナウイルス等の影響により実施が見送られた。

令和 3 年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、平成 30 年 10 月に採択した「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第 1 回日メコン SDGs フォーラムを開催し、SDGs 達成に向けた各国の取組紹介及び課題について議論する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

「東京戦略 2018」の具体化は、メコン諸国との協力を安定的に継続する上で重要である。また、日メコン SDGs フォーラムの開催は、メコン地域における官民協力及び SDGs の達成に向けた協力を強化する上で重要である。

測定指標 5-4 要人往来数(政務官レベル以上)

| | 中期目標値 | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 |
|---|-------|--|-----|--|
| | 一年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| — | | 往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準 | 6 回 | 往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地域諸国との間の要人往来数の測定は、日メコン諸国間の協力関係の進展状況を把握する上で有益であるため。緊密な往来を実現し、各国との関係強化を図るため、上記のとおり水準とした。

測定指標 5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

中期目標（一年度）

日本とベトナムの経済連携強化のため、関係省庁・国際厚生事業団（JICWELS）・受入病院・施設・関係自治体と連携しつつ、経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

令和 2 年度目標

- 約 12 か月間の訪日前日本語研修の修了人数の 8 割以上が日本語能力試験 N 3 以上に合格する。
- 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

施策の進捗状況・実績

- 日本語能力試験 N 3 以上の合格者

日本語能力試験 N 3 以上の合格率は 88.9% となり、目標値（8 割以上）を達成した。（※令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、7 月の日本語能力試験が中止されたことを受けて、在留資格「技能実習」において日本語能力試験の N 3 相当として認められている NAT-TEST 3 級の合格を第 8 陣の候補者の入国要件として特例的に認めており、令和 2 年度合格者には NAT-TEST 3 級のみ合格者も含まれる。）

- 関係省庁・機関・地域との連携を通じた、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入推進

EPA に基づくベトナム人看護・介護人材受入推進のため、外務省の取組として、訪日前日本語研修及び滞在期間の延長を実施したほか、関係省庁、国際厚生事業団（JICWELS）、受入病院・施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催等）。新型コロナウイルスの影響により、例年どおりのスケジュールとはならなかったものの、ベトナム政府及び関係省庁と連携して年度内の入国を実現した。

令和 3 年度目標

- 約 12 か月間の訪日前日本語研修の修了人数の 8 割以上が日本語能力試験 N 3 以上に合格する。
- 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン諸国との一層の経済関係強化のためには、経済連携協定で定められた各種分野の協力の深化が不可欠である。この観点から、日ベトナム経済連携協定に設けられた「自然人の移動」小委員会の具体的成果として開始された看護師・介護福祉士候補者の受入れについて強化することは、日ベトナム間の経済連携を深化させるものである。

約 12 か月間の訪日前日本語研修によりベトナム人日本語初学者が日本語能力試験N3（(注) 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）以上に合格する確率は、複数の日本語教育専門家によれば6割～8割程度であるため、8割以上のN3以上合格率を同研修の目標とする。

- ・経済財政運営と改革の基本方針（平成30年6月改訂 閣議決定）
第2章 4. 新たな外国人材の受入れ
「専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進める」
（参考）働き方改革実行計画工程表（平成29年3月決定）
項目6. ⑬外国人材受入れの環境整備（外国人介護福祉士の活用）
- ・ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日 閣議決定）
4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向（1）介護の環境整備
「なお、経済連携協定(EPA)に基づく専門的介護人材の活用を着実に進めるとともに、…略…それぞれの制度趣旨に沿って積極的に進めていく。」

| 参考指標：日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入人数 | | | |
|--|----------|-------|-------|
| | 実績値 | | |
| | 入国年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| | 看護師候補者 | 41 | 38 |
| | 介護福祉士候補者 | 176 | 193 |
| 合計 | 217 | 231 | |

達成手段

| 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する 測定指標 |
|-------------------------------|--|--------------|-------------------|-------|----------------------|
| | 予算額計(執行額) (単位：百万円) | | 当初予算額 (単位：百万円) | | |
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 行政事業 レビュー 事業番号 |
| ①メコン地域諸国との友好関係の強化 (平成16年度) | 1 要人往来を始めとする対話・交流の継続・促進 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の関係強化のため、要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。 これにより、メコン地域諸国との伝統的な友好関係の更なる強化を図る。 | | | | 5-1 5-4 |
| | 2 東南アジア対外関係調査 東南アジアにおける第三国の影響力の増大についての情報収集及び分析、並びにそれらを踏まえた資料作成を行う。 要人往来、各種会談協議に向けた準備の一環として、メコン地域を含む東南アジアにおいて影響力を増大させている中国の動向について情報収集及び分析を行うことは、メコン地域諸国と戦略的に友好関係を強化していくことにつながる。 | | | | 5-1 |
| | 3 経済協議の推進と貿易投資環境の整備 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の経済関係強化のため、各種経済協議やフォーラムを実施する。 様々な経済協議やフォーラムを通じて、メコン地域諸国と我が国との間の貿易投資活動を促進することは経済面での関係強化につながる。 | | | | 5-2 |
| | 4 メコン地域開発支援 日メコン首脳会議や日メコン外相会議を開催する。 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の関係強化のため、日メコン外相会議、日メコン首脳会議等を通じての協力関係を強化する。 また、我が国のメコン地域開発支援はASEAN統合を促進し、アジア大洋州地域の重要なプレーヤーであるASEAN全体と我が国との関係強化につながる。 | | | | 5-3 |
| | 70.8 (52.3) | 19 (15.2) | 31 (13.8) | 100.8 | 0010 |

| | | | | | |
|---|---|----------------|------------------|-------|------|
| ②日・ベトナム経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修 (平成 25 年度) | <p>ベトナムとの経済連携の強化のため、日・ベトナム経済連携に基づき受入れを行うベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対し、日本の受入病院・施設で就労するための十分な日本語能力等を身につけることを目的として、訪日前に約 12 か月間の日本語等研修を行う。</p> <p>訪日前日本語研修及び滞在期間の延長の実施に加え、厚生労働省が実施する国家試験不合格者の再受験支援への協力を行う。そのほか、関係省庁・機関・地域との連携の強化のための取組を実施する（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催、国際厚生事業団（JICWELS）による巡回訪問への同行視察、地方自治体の取組への支援等）。</p> <p>これらにより、日ベトナム間の経済連携を強化させる。</p> | | | | 5-5 |
| | 321 (294) | 303 (273.9) | 333.7 (248.1) | 329.5 | 0011 |
| ③クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金（任意拠出金） (平成 16 年度) | <p>クメール・ルージュ（KR）特別法廷は、1970年代後半に100万とも200万とも言われる自国民を大量虐殺したKR政権幹部を裁くため、国連の協力によりカンボジア国内裁判所で実施される国際水準の法廷。我が国は、本支援をカンボジア和平の総仕上げの一環と位置づけ、裁判の立ち上げから実施のための主導的な役割を果たすとともに、裁判目的完遂のため法廷の国際職員の人件費等の裁判運営経費に係る追加的な支援を行っている（資金の使途は、国際司法官・事務局員人件費等）。</p> <p>これらの支援を通じた裁判の成功裏の完結により、我が国に対するカンボジア政府及び国民の信頼を培うことで、日カンボジア関係強化のための基礎の一つとする。また、「積極的平和主義」及び「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の取組の一環としても、我が国の平和構築分野での貢献及び法の支配の定着に向けた貢献と成功例を示すことで、カンボジアを含む同地域の安定と発展に寄与する。</p> | | | | — |
| | 134 (134) | 106 (106) | 0 (0) | 24 | 0201 |

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

施策の概要

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

- 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
- 2 日系企業の進出支援を含む経済関係緊密化の促進
- 3 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第204回国会施政方針演説（令和3年1月18日）
六 外交・安全保障
- ・ 第204回国会外交演説（令和3年1月18日）

測定指標6-1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 *

中期目標（一年度）

インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの信頼関係及び協力関係を向上する。

令和2年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来により二国間関係を強化する。
例：令和3年のASEAN議長国であるブルネイとの関係強化
- 2 各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。
例：閣僚級招へい2件の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、要人往来の件数が全省的に縮小したが、そのような状況でも、令和2年10月、菅総理大臣が就任後初の外遊先としてインドネシアを訪問し、「自由で開かれたインド太平洋」を戦略的に推進し、地域の平和と繁栄に引き続き貢献していくとの意志を明確に発信した。日インドネシア首脳会談においては、インドネシアの災害対応能力を高めるための500億円の財政支援円借款を新たに供与する方針を発表したほか、インフラ協力、サプライチェーンの強靱化に向けた協力や、防衛協力の推進について一致した。

また、8月、茂木外務大臣は、シンガポール及びマレーシアを訪問した。シンガポールではリー・シェンロン首相表敬並びにバラクリシュナン外相との外相会談及び昼食会を、マレーシアではヒシャムディン外相及びアズミン・アリ上級相兼国際貿易産業相との会談を実施し、それぞれにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大により停止していた人の往来再開に向けた協力を含む新型コロナウイルス感染症関連の協力の推進や、二国間・地域情勢における引き続きの連携を確認した。

令和3年1月にASEAN議長国に就任したブルネイとは、同年2月に日ブルネイ外相電話会談を行い、ミャンマー情勢について突っ込んだ意見交換を行い、ASEAN議長国としてのASEAN内でのミャンマー情勢への取組の説明を受けたほか、南シナ海・東シナ海等、地域情勢について緊密な連携を確認した。

上記のほか、フィリピン（令和2年9月及び12月）、インドネシア（10月）及びシンガポール（10月）と首脳電話会談を実施、また、シンガポール（令和2年4月）、マレーシア（5月）及びインドネシア（10月、令和3年2月及び3月）と外相電話会談を実施し、二国間協力の推進や南シナを含む地域情勢での引き続きの連携を確認した。

令和3年3月にルトノ外相及びプラボウォ国防相が訪日し、日インドネシア外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を実施し、自由で開かれた海洋秩序に向けた協力の強化や幅広い分野での安保・防衛協力の推進等を確認した。

- 2 各種招へい事業については、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、中止となったものの、アジア大洋州地域との人的交流であるJENESYS2020で、各国との間で日ASEAN協力や東京オリンピック・パラリンピックにおける各国ホストタウンとの交流に関するオンラインセミナーを

開催し、1,600人以上が参加した。

令和3年度目標

新型コロナウイルスの感染状況も踏まえつつ、要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

1 首脳級を含む要人往来及び電話会談により二国間関係を強化する。

例：令和4年にG20議長国を務めるインドネシアとの関係強化

2 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、適切な方法で各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。

例：閣僚級、戦略的実務者招へい及びソーシャルメディア発信者招へいなど幅広い招へい事業の実施

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の実施は、双方の外交関係の一層の強化や安全保障分野における連携強化、各種経済案件における協力進展に寄与し、関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標6-2 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化 *

中期目標（一年度）

個別案件での企業支援等によりインフラ輸出を強化し、二国間協議の実施を通じて各国との経済関係を緊密化する。

令和2年度目標

1 各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。

2 経済関係の二国間協議、各EPAの枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。

例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会の実施

施策の進捗状況・実績

1 10月の菅総理大臣のインドネシア訪問の際に、ジャカルタ都市高速鉄道網整備、ジャワ北幹線鉄道高速化、パティンバン港の建設及び運営、離島開発等のインフラ協力の進展について合意した。また、8月の茂木外務大臣のシンガポール及びマレーシア訪問の際には、シンガポールのバラクリシュナン外相と第三国におけるインフラ協力案件の推進、また、マレーシアのヒシャムディン外相と日本企業の一層の事業展開や高付加価値分野における協力を確認したほか、両国それぞれとの間でデジタル分野及びサプライチェーンの強靱化に関する協力の推進について一致した。

2 10月に第10回日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会会合（オンライン会議）を開催し、マニラ首都圏の鉄道事業やセブ・ダバオ両都市圏におけるインフラ整備案件、兵士の武装解除が実施されているミンダナオ和平プロセスに関する支援など、フィリピン政府が取り組む重要課題の解決に向けた協力について議論を行った。

日・インドネシアEPA及び日・フィリピンEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについては、新型コロナウイルス感染症の影響で候補者の訪日が大きく後れ、12月にインドネシアから295人の候補者が入国するも、フィリピンについては依然として入国の目処が立っていない（令和3年3月1日現在）。他方で、平成26年の行政事業レビューの結果を受けて、国家試験の模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続した。

令和3年度目標

1 各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。

2 経済関係の二国間協議、各EPAの枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。

例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会の実施

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

インフラ輸出を始めとする日本企業支援は、相手国への投資増進の観点から経済関係緊密化の重要な考慮要素である。また、経済に特化した二国間協議の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上

で有益であるため。

測定指標 6-3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

中期目標（--年度）

平和構築に関する支援や関与、民主主義の普及・定着への貢献、防災分野における協力等を実施することにより、地域及び国際的課題に共に対応する。

令和2年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東ティモールの国づくりの一環として、5件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び3件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には、給水施設や小学校の建設計画等、住民生活の質の向上に直接関わる社会サービス分野での支援を重点的に行った。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平については、引き続き国際監視団への開発専門家派遣（実施回数15回）等を通じて、バンサモロ暫定自治政府による社会経済開発を支援した。
- 3 12月にインドネシアで開催された第13回バリ民主主義フォーラムには、石井駐インドネシア大使が出席し、「民主主義と COVID-19 パンデミック」をテーマに各国の代表らとディスカッションを行うとともに、地域における民主主義の定着と発展、地域の繁栄に最大限貢献していくことを表明した。
- 4 南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、首脳会談等において関係各国と連携を確認した。また、7月及び令和3年1月に、海上保安庁からインドネシアの海上保安機構に対し、オンラインでの研修を実施、さらに8月には、日・フィリピン防衛装備品・技術移転協定の下で、フィリピン国防省と三菱電機株式会社との間で同社製警戒管制レーダー（4基）を納入する契約が成立するなど、各国の海洋安保能力構築に向けた進展があった。

令和3年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

安全保障協力の枠組みとして、平和構築支援や安定した社会の制度設計での分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

東ティモールへの無償資金協力等を始めとした国づくり支援や、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援は、我が国による平和構築支援の成功例であり、継続が重要である。

測定指標 6-4 要人の往来数（日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）

| | 中期目標値 | 令和2年度 | | 令和3年度 |
|---|-------|---|-----|--|
| | 一年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| — | | 往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準 | 2 | 往来数のほか、往来の成果、国際情勢、新型コロナウイルスの感染状況、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準 |
| 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 要人往来は、各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 二国間関係強化や地域情勢等について高いレベルで意思疎通を図る必要があるため、上記のとおり目標を設定した。 | | | | |

| 測定指標6-5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進 | | | | |
|--|-------|-------|--|-------|
| 日本語研修終了時における日本語能力試験N3（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）程度の達成率 | 中期目標値 | 令和2年度 | | 令和3年度 |
| | 一年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| — | | 90% | 新型コロナの影響で日本語研修が延期され、令和3年6月終了予定となったため、数値なし。 | 90% |
| 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 日本語研修終了時に日本語能力検定試験N3程度に一定割合の候補者が達しているかが、日本語研修の成果指標となるため。また、十分な日本語能力がEPA看護師・介護福祉士候補者に備わり、受入施設での訓練が順調に進むことは、外国人材受入促進の観点からも有益。 （注）N3：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル 平成29年度、平成30年度、令和元年度の実績が、それぞれ91.3%、89.0%、93.4%であるため、右実績を確保すべく90%を目標とした。 | | | | |

達成手段

| 達成手段名 （開始年度） （関連施策） | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する 測定指標 | |
|---------------------------------|--|-------|-------|-------------------|--------------|----------------------|
| | 予算額計（執行額） （単位：百万円） | | | 当初予算額 （単位：百万円） | | 行政事業 レビュー 事業番号 |
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | | |
| ① 東南アジア島嶼国との友好関係の強化 （平成18年度） | 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの一層の関係強化のため、要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 | | | | 6-1 | |
| | 2 EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの経済関係緊密化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 | | | | 6-2 | |
| | 3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの地域及び国際的課題に対する協力強化のため、各種協議・会 | | | | 6-3 | |

| | | | | | |
|--|--|--------------|------------|-------------------------|------------|
| | 合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 | | | | |
| | 13 (22) | 15 (11) | 22 (13) | 22 | 0013 |
| ②日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業 (平成 24 年度) | EPAに基づいて訪日するインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を対象に6か月間の訪日後研修を行い、関係省庁間の連携強化や制度面での改善をいつつ、インドネシア人候補者の国家試験合格率の向上を図る。 こうした取組による日本語能力の向上、及び国家試験合格率の向上は、インドネシア人候補者の増加、ひいては両国間の人的交流の強化につながる。 | | | | 6-2 6-5 |
| | 290 (287) | 381 (380) | 10 (0) | 329 363 (前年度からの繰り越し) | 0012 |

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野7 南西アジア諸国との友好関係の強化

施策の概要

- 1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化
- 2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進
- 3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・日印ビジョンステートメント（平成30年10月29日）
- ・日印ヴィジョン2025 特別戦略的グローバル・パートナーシップ インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働（平成27年12月12日）・第201回国会施政方針演説（令和2年1月20日）
六 外交・安全保障（安全保障政策、国際社会の課題解決）
- ・第201回国会外交演説（令和2年1月20日）
- ・第203回国会所信表明演説（令和2年10月26日）
八 外交・安全保障
- ・第204回国会施政方針演説（令和3年1月18日）
六 外交・安全保障（日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」）
- ・第204回国会外交演説（令和3年1月18日）

測定指標7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 *

中期目標（--年度）

各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。

令和2年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、安全保障、防災、健康医療、文化交流等幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させる。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時停滞している経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども進めることにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
- 4 日印両国におけるビザの手続きの簡素化、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数1,945人（令和元年6月末現在））など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を従前以上に活性化させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスの影響がある中、4月、9月（10日及び25日）及び令和3年3月に首脳電話会談を行い、各会談を通じて、日印間の「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を更なる高みに引き上げるため引き続き連携していくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のために協力していくことについて意見交換を実施した。また、10月、菅総理大臣は、訪日したジャイシャンカル印外相、ペイン豪州外相及びポンペオ米務長官による表敬を受け、地域の平和と安定のために一層連携していくことを確認した。
- 2 5月に外相電話会談を実施したほか、10月には、第2回日米豪印外相会合出席のため訪日中のジャイシャンカル外相との間で第13回日印外相間戦略対話を開催し、新型コロナ対策を含むインドの保健・医療体制の強化に資する日本からの支援や、インドが進めている「インド太平洋海洋イニシアティブ」を含む「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力について意見交換を行った。その他、事務レベルでは、11月に第10回日印科学技術協力合同委員会、令和3年2月に日印軍縮・不拡散協議をそれぞれオンライン会議方式で実施した。安全保障分野では、9月に日・インド物品役務相互提供協定（ACSA）への署名を行った。また日米豪印の枠組みについては、10月の第2回外相

会合、令和3年2月の外相電話会談のほか、局長級協議を9月及び12月にオンライン会議方式で開催した。加えて、11月にはこれら4か国による共同訓練「マラバール2020」が実施され、連携・結束が示された。

- 3 9月にインド高速鉄道に関する第11回合同委員会（オンライン会議）を開催し、プロジェクトの進捗を確認した上で、今後の入札プロセスを始め、同プロジェクトを着実に進めていくことを確認した。令和3年3月末には、北東州道路網連結性改善計画（フェーズ5）に対する円借款供与に係る交換公文の署名を行い、地域連結性強化にも継続的に取り組んだ。令和3年1月には、日・インド包括的経済連携協定に基づき設置された第6回合同委員会（オンライン会議）を開催し、インドに進出している日系企業の懸案事項などを踏まえ、同協定の運用・実施等について協議し、日印経済関係の強化に努めた。なお、インドにおける日系企業数は、新型コロナウイルスの影響もあり、前年比1社の増加となった（令和2年10月時点で1,455社）。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により、ビザ手続きの簡素化について進展はなかった。また、国際的な人の往来が制限されたことで文化・人的交流分野での協力はオンラインを中心に実施となった（令和3年2月、JENESYS2020のオンラインイベントを開催）。訪日者数については前年比85%減（暦年）、在日インド人留学生数については1,694人（前年度：1,945人）に減少した（令和2年6月末現在、出典：法務省在留外国人統計）。他方、ポスト・コロナを見据えた将来のインドからの特定技能外国人の適正な受入れを目指していくための基本的な枠組みを定めるべく、令和3年1月、特定技能制度に関する協力覚書に署名が行われた。

令和3年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、安全保障、防災、健康医療、文化交流、科学技術等幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させるとともに、デジタル、ヘルスケアなどの新たな分野での協力案件も推進する。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い停滞した経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども継続することにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
- 4 新型コロナウイルス感染症の状況による往来の再開の状況に応じ、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数1,694人（令和2年6月末現在））、観光促進など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を再活性化させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

近年、政治的及び経済的影響力を増しているインドとの関係強化は、日本の安全保障上、及び日本経済の活性化にとって重要であり、特別戦略的グローバル・パートナーシップを中心とする上記の様々な実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

上記の目標の達成は、自由や民主主義、人権、法の支配といった基本的な価値を共有するインドと継続して協力関係を進展させる上で、重要である。

- ・日印ビジョンステートメント（平成30年10月29日）
- ・第204回国会外交演説（令和3年1月18日）
- ・第204回国会施政方針演説（令和3年1月18日）
- ・第203回国会所信表明演説（令和2年10月26日）

測定指標7-2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く) *

中期目標（一年度）

要人往来や首脳・外相会談及び事務レベルの協議を含む様々なレベルで対話・交流を継続し促進する。

令和2年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。スリランカについては、特に、新政権との関係構築のために、引き続き、要人往来や首脳・外相会談を含め様々なレベルでの対話・交流を推進していく。モルディブの間では、引き続き時宜を得た要人往来を実施し、ハイレベルでの意見交換の機会を設けることで、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き継続していく。
- 2 事務レベルでの協議を通じて二国間関係の強化・促進を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力、課題解決を進め、関係を強化する。バングラデシュの間では、「包括的パートナーシップ」の下での二国間関係を深化させるとともに、ラカイン州からの避難民の早期帰還に向けて協力していく。ネパールの間では、「自由で開かれたインド太平洋」への理解及び経済協力案件課題への対処のため、事務的レベルの協議や二国間のハイレベルによる会談を通じ、ネパール側の理解促進に取り組む。
- 3 各種プログラムなどを通じ、人的・文化交流を更に推し進め、友好関係の強化を図る。パキスタンの間では、令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、人的交流が一時的に停滞しているが、同国との友好関係の更なる発展のため、感染拡大が収束次第、要人往来の実現を含め、両国間の対話・人的交流を活発化させる。バングラデシュとの関係では、令和3（2021）年バングラデシュ独立50周年や令和4（2022）年外交関係樹立50周年に向けて、令和2年度中も両国間の対話・人的交流を推進していく。伝統的な親日国であるブータンの間では、皇室・王室間の交流に象徴される友好関係を継続的な要人往来を通じ一層進展させていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の中でも、首脳間の電話会議、事務レベルのオンライン協議等を通じ、南西アジア地域各国との二国間関係の維持・強化に努めた。
バングラデシュとの間で8月に首脳電話会談、パキスタンとの間で5月に外相電話会談、4月にモルディブとの間で若宮外務副大臣とシャーヒド外相の電話会談をそれぞれ実施し、コロナ禍の中でも二国間関係を維持・強化することを確認した。スリランカとの関係では、令和3年2月に第2回日スリランカ外務省高級事務レベル政策対話をオンラインで実施し、「自由で開かれたインド太平洋」実現のためのパートナーとして連携していくことを確認した
- 2 新型コロナウイルスの影響で往来が制限される中、事務レベルでのオンライン協議を活発に実施した。スリランカの間では、10月に第4回日スリランカ海洋対話をオンラインで実施し、インド太平洋における情勢認識について率直な意見交換を行い、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けて、二国間及び多国間協力を推進することで一致した。また、スリランカとネパールの間では、11月に特定技能の適正な運用のための事務レベルのオンライン協議を実施した。さらに、モルディブの間でも、令和3年3月に第3回日モルディブ政策対話をオンラインで実施し、ポスト・コロナを見据えた二国間協力関係の更なる強化に向けて協議を行った。パキスタンとの間では、令和3年3月にハイレベル経済協議をオンラインで実施し、コロナ禍においても二国間の経済関係が維持されるよう尽力した。また、バングラデシュとの協力の観点から、10月には米国、EU、英国及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）共催による、ミャンマー・ラカイン州からバングラデシュへの避難民対応のための持続的支援ドナー会合に國場外務大臣政務官が出席し、日本の立場を説明した。
- 3 バングラデシュの間では、令和3年2月に第3回外務次官級協議をオンライン形式で実現し、令和4年の日バングラデシュ外交関係樹立50周年に向けて、二国間関係を一層深化させることを確認した。ブータンとの間では、保健分野に関する事務レベルでのオンライン協議等を通じ、コロナ禍でも伝統的二国間関係が維持・強化されるよう取り組んだ。

令和3年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
- 2 事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。特にバングラデシュの間では、「包括的パートナーシップ」をより戦略的な二国間関係に深化させるとともに、ミャンマー情勢を見つつ、引き続きラカイン州からの避難民の早期帰還に向けて協力していく。また、スリランカについては、新政権の方針や新型コロナの影響を踏まえ、既存の協力案件の着実な実施を確保しつつ、要人往来や様々なレベルでの対話・交流を推進していく。
- 3 令和4（2022）年の「日本・南西アジア交流年」、同年の二国間の周年（日バングラデシュ外交関

係樹立 50 周年、日パキスタン外交関係樹立 70 周年、日スリランカ外交関係樹立 70 周年等) に向け、対話・人的交流を推進するとともに、各種プログラムなど（オンラインを含む）を通じ、効果的な行事の実施を検討する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

南西アジア地域は先進国と比較して行政機関の体制が十分に整備されていない国が少なくなく、域内各国との関係強化の契機として要人往来は極めて重要である。同時に、近年各国との協力関係は多面化しており、要人往来以外の協議、交流も重要となっている。このため、これらの実績を測ることは、施策の進捗状況を把握する上で有益である。

継続的な要人往来は、安定した二国間関係維持・強化のために必要な要素であるが、政治情勢などにより短期的に要人往来数が減少することは避けられないことから、政治情勢に左右されにくい事務レベルでの協議体を通じた二国間関係強化及び人的交流部門での協力強化が、実際の施策の進捗を測るのに有益であり、重要である。

測定指標 7-3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

中期目標（一年度）

南西アジア地域各国において、自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともに、インフラを含む開発支援及び能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。また、各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。

令和 2 年度目標

- 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。
 - 航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着。モルディブ及びブータンとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続きハイレベルで確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。
 - 港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。
 - 海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、様々な支援・協力を実施していく。一方、ODA スキームだけでは、スリランカ政府の様々な要望に応えることは困難であるので、官民連携（PPP）等の ODA 以外のオプションについて積極的に検討していく。
- 南アジア地域連合（SAARC）及び環インド洋連合（IORA）といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解促進・信頼関係の促進を図る。

施策の進捗状況・実績

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来の実施には制約があったが、ハイレベルの電話会談（8 月の日バングラデシュ首脳電話会談、4 月の若宮外務副大臣とシャーヒド・モルディブ外相との電話会談等）、事務レベルでのオンライン協議（10 月の第 4 回スリランカ海洋対話、令和 3 年 3 月の第 3 回日モルディブ政策対話等）、また既存の経済協力案件の着実な実施により、「自由で開かれたインド太平洋」のパートナー国との協力を強化した。
 - バングラデシュとの関係では、首脳電話会談（8 月）や外務次官級協議（令和 3 年 2 月）において、経済インフラの開発、投資環境の改善、連結性の向上を柱とするベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で南部チッタゴン開発に引き続き協力していくことを確認し、日本企業進出の促進のため、投資環境改善を要請した。
スリランカとの関係では、違法薬物対策のための機材供与や国連世界食糧計画（WFP）を通じた食糧支援などを通じて同国の経済社会発展に貢献した。
ネパールとの関係では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、道路トンネル等のインフラ整備支援の実施は停滞したものの、学校セクター開発支援等の能力構築支援を通じネパール経済

発展に寄与した。

パキスタンとの関係では、日本による支援の重点分野である社会基盤の改善のため、廃棄物管理機材の供与を含む廃棄物管理能力の向上、生活環境改善にかかる支援等の無償資金協力を行った。

モルディブとの関係では、モルディブの若手行政官等を対象とした人材育成支援などを通じ、同国の経済社会開発に資する協力を行った。

さらに、新型コロナ感染対策として、パキスタン、スリランカ、ネパール、モルディブ及びブータンに対し、保健・医療関連機材の供与や国際機関を通じた支援を行い、平和と安定、経済発展の基礎となる各国の保健医療体制の強化に貢献した。

(3) モルディブとの関係では、テロ対策や海上保安能力強化のための機材供与、国連薬物犯罪事務所（UNODC）と連携した海事法執行機関に対する能力強化支援を行った。

パキスタンとの関係では、新たな気象レーダーシステムの導入、学校の耐震化、洪水対策、防災教育等、防災分野における支援を行った。

2 SAARC に対しては、新型コロナウイルスの影響で「JENESYS2020」による招へい事業が実施できなかったものの、オンラインを活用し SAARC 加盟 8 か国の 95 名を対象に「環境」をテーマとしたウェビナーを実施した。同ウェビナーでは、日本における環境政策への理解を深めるとともに、環境問題を通じた日本と SAARC 諸国との協力・友好関係の理解促進を図ることができた。

IORA との関係では、オンラインで開催された第 20 回閣僚会合にて鷲尾外務副大臣が IORA に対する日本の取組をビデオメッセージを通じて紹介した。また、オンラインで開催された「IORA DAY 2021 Virtual Celebrations」に茂木外務大臣からビデオメッセージを寄せ、IORA DAY を祝福した。両方の機会において「自由で開かれたインド太平洋」構想を IORA 参加国に向けて発信し、その浸透を図ることができた。

令和 3 年度目標

1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。

(1) 航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着。モルディブ及びブータンとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。

(2) 港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。

(3) 海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、両国政府間での意思疎通をより緊密にし、ODA を含む様々な支援・協力を実施していく。

2 南アジア地域連合(SAARC)及び環インド洋連合(IORA)といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解促進・信頼関係の促進を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国からの支援は、災害への人道・復旧支援や開発及び民主化支援等の分野に限られたものではなく、近年は、より広範な分野における能力構築支援や、災害に強く長期的な経済効率性を備えた質の高いインフラの整備を通じ、総合的な支援を行っていくことが求められている。また、南西アジア地域はアジアとアフリカをつなぐ「自由で開かれたインド太平洋」の実現における重要な結節点に当たり、より広域における地域協力枠組みとの連携を推進していく必要性が高まっている。これらの取組の実績を測ることは施策の進捗状況を測る上で有益である。

測定指標 7-4 要人往来数

| 外交青書資料編に揃える。 日本側は皇室、総理大臣、 衆参両議院議長、閣僚、外務 副大臣、外務大臣政務官の外国 訪問。相手国は国家元首、 | 中期目標値 | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 |
|---|-------|----------------------------------|-----|-------------------------------|
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | — | 往来数のほか、往 来の成果、国際情 勢、他の主要国と | | 往来数のほか、 往來の成果、国 際情勢、他の主 |

| | | | | |
|---|--|-------------------------------|---|----------------------------------|
| 王族、首相、国会議長、外相、外相より上位の閣僚、国際機関の長で、日本の外務大臣、外務大臣より上位の閣僚と会談のあったもの。 | | の比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準 | 1 | 要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準 |
| 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | |
| 要人往来は、各国との関係促進における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 | | | | |
| 要人往来数は南西アジア地域各国との交流を促進する上で、可能な限り高い水準を維持することが必要であり、年度目標を上記のとおりとした。 | | | | |

| 参考指標：日本と南西アジア諸国間の年間貿易額（億円） | | |
|----------------------------|--------|--------|
| (出典：財務省貿易統計) | 実績値 | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 |
| | 23,851 | 15,630 |

達成手段

| 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要（注） | | | | 関連する 測定指標 |
|----------------------------|--|------------|-----------|-------------------|--------------|
| | 予算額計(執行額) (単位：百万円) | | | 当初予算額 (単位：百万円) | |
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
| ①南西アジア諸国との友好関係の強化 (*) | 1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 首脳を含む様々なレベルでの対話の実施による重層的な二国間関係を構築するのみならず、経済関係の強化、人的交流の更なる活性化を進める。 同施策を進めることは、多様な分野での日印関係の強化に寄与し、日印特別戦略的グローバル・パートナーシップの更なる拡大・深化につながる。 | | | | 7-1 7-4 |
| | 2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く） 南西アジア諸国との間で首脳を含む様々なレベルでの対話を実施するよう努める。また、文化交流を通し、民間レベルでの交流促進を側面支援する。 政府レベルのみならず、民間レベルでの交流は、親日家を増やすという観点からも、長期的な関係を構築し、これら諸国との対話・交流の継続・促進に寄与する。 | | | | 7-2 7-4 |
| | 3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施 南西アジア地域各国において、自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともに、インフラを含む開発支援及び能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。 また、各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。 これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。 | | | | 7-3 |
| | 36 (54) | 37 (38) | 38 (4) | 38 | 0014 |

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策の概要

大洋州地域諸国とハイレベルでの対話をベースとして、多様な分野で友好関係を強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定)
IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
(1) 及び (6)
- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）

測定指標 8-1 豪州及び NZ との関係強化 *

中期目標（一年度）

日豪・日 NZ の「パートナーシップ」を推進・強化する。

令和 2 年度目標

- 1 日豪関係
 - (1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。
 - (2) 日豪 2 + 2 等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
 - (3) 共同運用及び訓練を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続きを改善する相互訪問に関する協定について早期の妥結に向けて交渉を進める。
 - (4) 発効後、5 年を経過した日豪 EPA に関し、合同委員会の開催等を通じ、積極的運用を図る。また、日豪交流促進会議の開催等を通じて、日豪間の経済的及び地方間の交流促進を進める。
 - (5) 太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。
 - (6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。
- 2 日 NZ 関係
 - (1) 日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の維持・強化を目指す。9 月の総選挙実施後に政権が替わる場合は、首脳・外相レベルで国際会議の機会等を利用して関係構築を図る。
 - (2) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日豪関係
 - (1) 7、9、11 月及び令和 3 年 2 月に日豪首脳会談（電話会談形式を含む）、4、6、10 月及び令和 3 年 2 月に日豪外相会談（電話会談形式を含む）を実施し、「特別な戦略的パートナー」である日豪が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて共に取り組んでいくことを確認した。特に、11 月の首脳会談では、会談終了後に夕食会を実施したほか、共同記者発表において、安全保障・防衛協力や経済などの分野における協力関係の一層の強化をうたう日豪首脳共同声明に署名した。9 月の首脳電話会談は菅総理大臣初の外国首脳との電話会談となり、また、11 月の日豪首脳会談は菅政権初の外国首脳受入れとなった。
 - (2) 豪州による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動のための航空機・艦艇の派遣（9 月、10 月及び令和 3 年 2 月）、海上自衛隊と豪海軍の南シナ海での共同訓練の実施（9 月）など、日豪間の安全保障、防衛協力は着実に進展した（令和 2 年度は、豪州との調整がつかず、さらに新型コロナにより往来が困難であったため、日豪 2 + 2 は実施せず）。10 月、自衛隊法第 95 条の 2（合衆国軍隊等の部隊の武器等防護）に係る自衛官による豪州軍の武器等の警護任務の実施に向けた体制構築に必要な調整を開始した。
 - (3) 11 月の日豪首脳会談において、画期的な二国間協定である日豪円滑化協定が大枠合意に至ったことを歓迎し、早期署名に向けて残りの必要な作業を加速させることを確認した。
 - (4) 日豪 EPA の着実な運用により、両国間の貿易取引額は拡大してきたが、令和 2 年度は新型コロナの影響等により減少した（令和元（2019）年 6.5 兆円→令和 2（2020）年 5.1 兆円（財務省貿易

統計))。日豪交流促進会議は、新型コロナの影響等で開催できなかったものの、経済分野では、日本農産品の豪州への輸出や水素輸出等について日豪褐炭水素サプライチェーン・プロジェクト等の具体的な協力が進展した。

(5) 10月の日豪外相電話会談にて「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力の方向性を議論する等、様々な機会やレベルで太平洋島嶼国における日豪両国の一層の連携を確認・推進した。

(6) 10月に東京にて日米豪印外相会合、令和3年2月に日米豪印外相電話会談を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援、教育・人材育成を始め、様々な分野で実践的な協力を更に進めていくことで一致した。また、10月にベトナムで開催されたインド太平洋ビジネスフォーラムにおいて、日米豪外相によるビデオメッセージにて、日米豪3か国が協力するパラオ光海底ケーブルプロジェクトが「インド太平洋におけるインフラ投資に関する三機関間パートナーシップ」の下で実施される最初のプロジェクトになることが発表された。

2 日 NZ 関係

(1) 11月、菅総理大臣は、10月の総選挙で再任したアードーン首相と首脳電話会談を実施し、両国がインド太平洋地域において共通の価値に立脚した重要な「戦略的協力パートナー」であり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組、WTO改革、TPP11協定やRCEPなどを通じた自由で公正な経済秩序の拡大、安全保障といった分野での協力を促進していくことを確認した。

外相間では、茂木外務大臣は、ピーターズ外相と外相電話会談を3回(4月、6月及び9月)実施し、新型コロナウイルス感染症への対応などについて意見交換を行い、両国の「戦略的協力パートナーシップ」の下で地域情勢も含め引き続き連携していくことで一致した。さらに、11月に就任したマフタ外相と12月に外相電話会談を行い、両国関係の強化と太平洋島嶼国地域での協力強化、新型コロナウイルス感染症対策など様々な分野での協力を引き続き推進していくことを確認した。

11月には日 NZ 高級事務レベル経済協議(次官級)をテレビ会議形式にて開催し、二国間経済・貿易関係のほか、NZが議長を務める令和3年のAPECを始めとする地域経済協力、世界貿易体制等についての議論を行い、双方の協力を確認した。また同月、令和元年9月のアードーン首相の訪日時に関し、両国の首脳共同声明で開始につき一致した日 NZ 情報保護協定に関する予備協議を電話会議にて実施した。

(2) 12月に第4回日 NZ 太平洋協議を実施し、太平洋島嶼国地域における情勢に関する意見交換や、同地域での両国の協力の可能性についての具体的な議論を行った(平成27年以来開催していなかった協議を平成31年4月の再開に続けて実施)。

令和3年度目標

1 日豪関係

(1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。

(2) 日豪2+2等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的な成果を得る。

(3) 日豪円滑化協定について、可能な限り早い機会に署名するために必要な残りの課題につき両国で取り組む。

(4) 良好な日豪関係の一翼を担う日本企業の豪州での活動への支援を更に強化する。また、豪州の戦略的重要性の飛躍的増大についての日本国内の認識を更に高める。

(5) 太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第9回太平洋・島サミット(PALM9)における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。

(6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

2 日 NZ 関係

(1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の一層の維持・強化を目指す。

(2) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第9回太平洋・島サミット(PALM9)における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

「特別な戦略的パートナーシップ」の下、協力関係を深化させている豪州、及び、「戦略的協力パートナーシップ」の関係にあるNZとの更なる関係強化は、日本の安全保障及び経済にとって重要である。両国は、大洋州地域の大国・先進国であり、地域機関の太平洋諸島フォーラム(PIF)においても中心的な役割を果たしている。令和3年度は第9回太平洋・島サミット(PALM9)の開催が予定され

ていることもあり、両国との関係強化に係る様々な取組の実績を測ることは、大洋州地域諸国との友好関係強化に向けた施策の進捗を把握する上で必要である。

上記の目標の達成は、アジア太平洋地域の戦略環境が厳しさを増す中、「自由で開かれたインド太平洋」の実現や、安全保障・防衛、経済分野での協力を強化する上で特に重要である。

測定指標 8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化 *

中期目標（--年度）

太平洋島嶼国との友好協力関係を強化する。

令和2年度目標

- 1 太平洋・島サミット（PALM）関連会合の開催等を通じ、第8回太平洋・島サミット（PALM8）の主な成果の実施状況を評価するとともに、第9回太平洋・島サミット（PALM9）に向けた議論を進めていく。
- 2 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

施策の進捗状況・実績

1 PALM9に向けた議論

- (1) 10月、PALM中間閣僚会合（テレビ会議形式）を開催し、茂木外務大臣がコフェ・ツバル法務・通信・外相と共に共同議長を務め、茂木外務大臣から、PALM8で表明した日本の支援策の進捗について具体的に説明するとともに、PIF加盟国等との間で、PALM9に向けたビジョンと優先事項等について意見交換を行い、PALM9の成功に向け、引き続き緊密に連携していくことを確認し、議長総括を採択した。
- (2) PALM9に向けた有識者会合を11月から12月に全4回開催した。第1回はPALM9に向けた基本方針、気候変動、環境及び防災、第2回は海洋及び漁業分野における協力、第3回は貿易投資・観光・インフラ分野における協力、第4回は社会開発（保健・教育・人材育成・人的交流）分野における協力について、有識者委員により活発な議論が行われた。
- (3) 7月及び11月、木原内閣総理大臣補佐官及び泉内閣総理大臣補佐官の下で、関係省庁局長級から構成される「太平洋島嶼国協力推進会議」を開催し、PALM9に向けて、対太平洋島嶼国政策の強化のための取組について議論を行うとともに、関係省庁が引き続き連携しつつオールジャパンで取組を進めていくため、更に議論を行っていくことを確認した。

2 幅広いレベルでの対話・協議を通じた太平洋島嶼諸国との関係強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、日本と太平洋島嶼国の双方が水際対策措置を講じたため、要人の往来や国際会議の機会を捉えた対話及び協議の機会が激減した。
- (2) 4月、茂木外務大臣が、セルイラトゥ・フィジー共和国防衛・国家安全保障・外相と電話外相会談を実施し、邦人帰国に向けた働きかけを行うとともに新型コロナウイルス感染症対策等について意見交換を行った。
- (3) 7月、中山外務大臣政務官はマタイ・トンガ駐日フィジー共和国大使、マツタロウ駐日パラオ共和国大使及びマンギシ駐日トンガ王国大使と懇談し、新型コロナウイルス感染症対策等について意見交換を行うとともに、PALM中間閣僚会合やPALM9へ向けて協力していくことで一致した。
- (4) 8月、茂木外務大臣は、パプアニューギニアを訪問し、マラペ首相を表敬訪問し、同首相との間で、二国間関係、新型コロナウイルス対策、経済関係、遺骨収集、国際社会における協力等、幅広い分野における議論を行うとともに、PALM9に向けて、引き続き緊密に連携していくことで一致した。また両者は、北朝鮮を含む地域情勢について意見交換し、今後も緊密に連携していくことを確認するとともに、茂木外務大臣から、拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を求め、マラペ首相から支持を得た。
- (5) 10月、在フィジー大使館主催の日・フィジー外交関係樹立50周年に係る広報文化イベントが実施され、中西外務大臣政務官が祝辞（ビデオメッセージ）を発出し、同イベントで放映された。
- (6) 12月、中西外務大臣政務官が、ミクロネシア、フィジー、マーシャル、パラオ、サモア及びトンガの駐日大使との昼食会を開催し、日・太平洋島嶼諸国関係等、様々な共通の関心事項について意見交換を行ったほか、PALM9へ向けて協力していくことで一致した。

令和3年度目標

- 1 令和3年に開催予定のPALM9において、参加各国との首脳レベルの対話の機会を確保し、同対話を通じて太平洋島嶼国との友好協力関係を一層強化する。また、PALM9の成果等のフォローアップを然るべく行う。
- 2 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本と太平洋島嶼国の首脳が一堂に集まり、地域が直面する様々な問題について首脳レベルで率直な議論を行う場である PALM は、日本と太平洋島嶼国の関係を強化するための重要な基盤となっている。令和3年に開催予定のPALM9を成功裏に実施し、PALM9において日本が約束した事項を着実に進めることは、太平洋島嶼国の日本に対する信頼の更なる向上に資するものであるため。

太平洋島嶼国との関係強化に係る取組の実績を、各国との対話の実績等を通じて測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

| 測定指標 8-3 要人の往来数 | | | | |
|---|-------|---|-----|--|
| (我が国要人は外務省政務三役及びそのほか閣僚級以上の往訪数。他国要人は、それに準ずる地位の者の来訪数とする。) | 中期目標値 | 令和2年度 | | 令和3年度 |
| | --年度 | 年度目標値 | 実績値 | 年度目標値 |
| | — | 往来数のほか、往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準 | 2 | 往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

関係強化の水準を定量的に測定するにあたり、ハイレベルの要人往来数の測定は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

他方、新型コロナウイルス感染症の状況が予断を許さない中、二国間の関係の維持・強化のためには往来の回数に加え、その成果も踏まえ評価することが適当であるところ、年度目標を上記のとおりとした。

達成手段

| 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要 (注) | | | | 関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号 |
|---------------------------|--|--------------|-------------|-------------------|--------------------------------------|
| | 予算額計(執行額) (単位：百万円) | | | 当初予算額 (単位：百万円) | |
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
| ①太平洋諸国との友好関係の強化 (*) | 豪州及びNZとハイレベルでの緊密な意見交換を始めとする様々なレベルでの協議の実施及び二国間、地域、国際社会における相互協力を推進する。二国間首脳・外相会談に加え、日豪2+2を始めとする各種協議を実施する。 ハイレベルでの要人往来、二国間会談及び各種国際会議の実施を通じ、豪州及びNZとの友好関係を強化する。 | | | | 8-1 8-3 |
| | 5.4 (2) | 5.3 (5.3) | 12.2 (3) | 7.4 | 0015 |
| ②太平洋・島サミット開催経費 (*) | 太平洋・島サミットでは、16か国の島嶼国首脳等を迎え、防災、気候変動、環境、人的交流、持続可能な開発、海洋・漁業、貿易・投資・観光に焦点を当てた今後の協力や国際社会での協力につき議論する。 本サミットでは首脳宣言を採択するとともに、日本の太平洋島嶼国に対する今後3年間の支援パッケージを表明する。ほかにも、各国との首脳会談を実施し、東京においては外務大臣主催レセプション等を実施することで、日・太平洋島嶼国間のパートナーシップを一層強化する。 また、広報資料を作成し、本サミットを国内で周知する。 太平洋・島サミット後は、ハイレベルでの要人往来や国際会議出席を継続し | | | | 8-2 |

| | | | | | |
|--|---|--------------|--------------|-----|------|
| | て実施する。二国間首脳・外相会談を始めとする各種協議を、機会を捉えて実施し、太平洋島嶼国との更なる関係に努める。 ほかに、近年、違法漁業等の問題が顕在化する中で、広大なEEZを有する海洋国家によって構成される太平洋島嶼国と日本との間で自由で開かれた法の支配に基づく海洋秩序の維持に向けて協力する必要性が未だかつてなく高まっている。このような状況を受け、海洋安保・海上安全に関する協力を前進させる。 | | | | |
| | 134 (121) | 31 (15) | 24.3 (4) | 248 | 0016 |
| ③南太平洋 経済交流支 援センター (義務的抛 出金) (平成8年 度) | 本センターは、平成8年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。平成12年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本から島嶼国への投資促進及び観光促進を図り、特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。主な業務として、貿易、投資、観光に係る各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。 本センターを通じたこうした我が国の貢献は、島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高め、友好協力関係を強化する上で重要である。 | | | | 8-2 |
| | 38 (38) | 38 (38) | 47 (47) | 47 | 0184 |
| ④南太平洋 経済交流支 援センター (任意抛 出金) (平成8年 度) | 本センターは、平成8年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。平成12年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本からの投資促進及び観光促進を図り、特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。主な業務として、貿易、投資、観光に係る各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本拠出金は、事業経費として主に対日輸出品開発事業、出版物作成、電子広報経費、展示セミナー費等に利用される。 こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高め、友好協力関係を強化する上で重要である。 | | | | 8-2 |
| | 11 (11) | 7 (7) | 5.7 (5.7) | 5.3 | 0212 |
| ⑤太平洋諸 島フォー ラム 抛 出 金 (任意抛 出金) (昭和63年 度) | 太平洋島嶼国を代表する地域国際機関であるPIFは、豪州、ニュージーランドのほか、太平洋の島嶼国14か国・2地域によって構成される国際機関である。これら14の島嶼国は、国連改革を始め国際社会における我が国の政策及び活動の重要な支持基盤である。さらに、太平洋島嶼国地域は、我が国にとって水産資源の供給源、また、我が国エネルギー政策に欠かせないシーレーンとして極めて重要であるところ、これら諸国の経済的自立及び持続可能な開発を支援しつつ、安定的な友好関係を維持・発展させていくことは極めて重要である。本拠出金は、我が国とPIFの政策協調、国際社会における共同行動を確保すべく、主に太平洋・島サミットやその関連会合に向けた協議や準備プロセス、活動に対して資金を拠出するものである。 こうしたPIFの活動に対する我が国の支援は、太平洋島嶼国における日本の外交的プレゼンスの向上、友好協力関係の強化に資する。 | | | | 8-2 |
| | 10 (10) | 6.5 (6.5) | 4.7 (4.7) | 4.4 | 0214 |

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。